

令和5年12月橋本市議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月6日（水）

議事日程第4号

令和5年12月6日（水） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番13	17番	石橋英和君	140
順番14	18番	中本正人君	147
順番15	4番	梅本知江君	152
順番16	6番	高本勝次君	163
順番17	5番	阪本久代君	173

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	総合政策部長	土井加奈子君
総務部長	井上稔章君	経済推進部長	北岡慶久君
		農業委員会事務局長	
健康福祉部長	久保雅裕君	危機管理監	廣畑浩君
建設部長	西前克彦君	会計管理者	大岡久子君
上下水道部長	堤健君	教育部長	堀畑明秀君
消防長	永井智之君	病院事務局長	池之内正行君

選挙管理委員会事務局長 藤岡 栄次 君
財政課長 三浦 康広 君

監査委員事務局長 櫻井 康雄 君
政策企画課長 中岡 勝則 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福井 直記
議事調査係長 長谷川 裕子

議会事務局次長 笹山 奨
書 記 諸田 泰己

(午前9時30分 開議)

○議長(森下伸吾君) おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長(森下伸吾君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君) これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番 岡君、12番 小林君の2名を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(森下伸吾君) 日程第2 一般質問を行います。

順番13、17番 石橋君。

[17番(石橋英和君)登壇]

○17番(石橋英和君) 皆さん、どうもおはようございます。最終日のトップをやらせていただきます。

昨日の土井議員と申し合わせたわけではないんですが、私も今日は米にまつわる話をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

今年の6月に発生した線状降水帯による豪雨災害は皆さんの記憶に新しいところであります。建物は建築技術の進歩もあり、比較的豪雨に持ちこたえておりますが、昔ながらの

田畑はさすがにあれだけの雨量には耐え切れず、特に段差の部分で崩落して、田んぼに水が張れず、田植ができなくなります。私の今回の一般質問は、農地の災害復旧事業を取り上げさせていただきます。

自然災害による復旧工事費は、公共インフラであれば全額国費で賄われますが、農地に対しては普通災害で約80%、激甚災害で約95%の率でしか国費は拠出されません。おまけに、それぞれの農地には補助限度額があることから、受益者負担がかなりの高額になってしまうこともあります。しかし、受益者負担なしには当該農地の災害復旧事業は成立しません。この負担金のために、国の査定が通っているのに災害復旧事業の申請を出さない事例が幾つもあります。なぜ農地の災害には全額国費が出せないのかについては、農地は個人資産であり、言葉のとおり受益者である地主は何がしかの負担をするのが当然だという理由であります。逆に、同じ個人資産である宅地や建物に対しては災害補助がないのに、農地にだけ国費が投入されているのかという議論もありますが、国民の命をつなぐ食糧を生み出すかけがえのない農地を損傷することは国益を損ねるとの認識が上位にあるようであります。

さて、本題に入りますが、橋本市ではこの受益者負担分をその農地の所有者に全額出させております。しかし、これを所有者のみに負担させないなどとは国も言っていないし、法律にも書いておりません。むしろ国は市が

負担することをよしとして、起債充当率90%の地方債を発行し、算入率が95%の交付税措置の適用を認めています。これを受益者負担に充てれば、市は僅かな財政負担で格段に農家を楽にできます。また、市は農地からも固定資産税を取っておりますので、共に受益者であります。それに、後の答弁で説明してもらいますが、実は多くの近隣自治体もそうしております。うちもそうしてください。お願いします。

さて、今のこの方針は何十年か前に制定された災害復旧事業分担金徴収条例に基づいて実施されてきたもので、旧橋本市では昭和62年に、旧高野口町では昭和46年に制定された条例であり、その後、合併時にも見直されることなく現在に至っております。確かに農地は個人資産であるので、地主の負担をゼロにしないにしても、昨今の農業経営を取り巻く環境を見ると、それと豪雨災害が今後多発するであろうことを考えれば、もう一步踏み込んだ農業支援が必要だと考えます。この条例ができた頃と現在とでは、背景は大きく変わりました。

今年6月の議会で、国の基準に満たない小規模農地災害に対し、市で半額を負担する補正予算が上がってきました。市長が農家の難儀をおもんばかって英断された政策であり、うれしく思っております。しかし、市長、これではまだ足りません。せっかく成立した予算をけなすつもりはありませんが、災害復旧工事費も間違いなく値上がりする中、豪雨で激しく田んぼがやられてしまったら、また幾つかの優良な農地が見捨てられるし、復旧したとしても農家にたくさんの負担を強いることとなります。あと一押ししておかないと、せっかくの夏の予算が焼け石に水となってしまいます。どうか市長、よろしく願いいたします。

さて、関連事項で少し横道にそれさせていただきます。戦時下の特殊な事情でウクライナ産の小麦が消費国に供給されなかった時期、アメリカやインドで多くの餓死者を出しております。我が国の食料自給率は、1965年度に73%でしたが、2021年度には38%まで落ち込んでおります。1965年度の73%の時点で、もう既に危険水域であります。この時点で食料輸入を全て断たれていたら、多くの餓死者を出していたでしょう。ましてや2021年度の38%に至っては危険極まりない状況であるし、今年になってそれがさらに進んでいるとしたら、もはや日本を攻め滅ぼすのに戦車も砲弾も要りません。3か月も食料の輸入量を封鎖すれば、間違いなく日本は無条件降伏することになります。日本がそうならないために、アメリカを中心とする西側諸国との安全保障関係を構築して、有事には守ってもらえる体制を築いてきましたが、それがなければとくに我が国はどこかの独裁者の餌食になっていたことであらうでしょう。

今後、日本側から戦争を仕掛けることは無いにしても、今この瞬間、地球上では他国から仕掛けられた理不尽な戦争で、膨大な数の戦闘員も非戦闘員もが殺されています。兵器を使っただけの戦闘だけが戦争ではありません。その昔の兵糧攻めは多くの敵を殺し、勝ち戦へと導きました。地球上から農産物がなくなれば途方もない数の人が死に、間違いなく世界戦争へと進んでいきます。

もちろん、日本は農産物だけを食料にしているわけではありませんが、もともと農耕民族である私たち日本人は、土から取れる食べ物なしには生きていけません。食料が底をついて最後にチーズと握り飯しかなくなれば、日本人は間違いなく握り飯に飛びつきます。食生活が欧米化した時期もありましたが、食余りの豊かな時代の一現象で、食う物が本当

になくなれば、日本人はまた米を食い始めます。その日のために、私たちは米を作ることをやめてしまってはいけません。田んぼを減らしてはなりません。

食料自給率の低下は、日本政府がこの何十年か食料を輸入に頼ることをよしとしてきた結果にほかなりませんが、自治体もその片棒を担いできたことも事実であります。地方議員が国政レベルの議論は慎むべきでありましょうが、私は我が国の食料自給率はあまりにも低過ぎると考えております。

何十年前か前、米は今と比べものにならないほど貴重品でありました。金を持っていかなくても米で物が買えました。そんな時代、おのずから田んぼも農業も大切にされていました。農地は各農家の最も貴重な財産で、面積の大小で三反百姓とか一町百姓とかいって、農家の格付みたいなものを所有反別で表していたような時代であります。畑より稲作ができる水田のほうが高く評価され、水田を1町も持っていれば大百姓と言われた時代でもあり、田んぼが1町もある家の子は鼻が高かった時代であります。当時の子どもはお米を粗末にしたら、本当に罰が当たると思っていました。農村で盗人といえば米の盗人とのことで、今のようなメロンやブドウではありませんでした。そんな時代ですから、当然、田んぼは大切にされ、常に米を作れる状態に維持されていました。

それから何十年かの年月が流れ、今日では米の相対的価値が極端に下がり、農地も同じ道をたどったわけであります。米がもう一度貴重品になって稲作農家がもうかる時代はすぐには戻ってこないかもしれませんが、国も自治体も米作りを軽んじてはいけません。米作りは日本の国防であります。米さえ作れる国でい続けたら日本は滅びません。国防政策だと思って農地災害復旧事業に取り組んでい

たいただきたいのであります。

本市では、主に70歳過ぎた人たちが農作をやってくれていますが、トラクターや田植機、コンバインのローンがまだ残っているし、苗代、農薬代、肥料代に燃料代、そんな支払いを引いたら、稲作で金はほとんど残りません。台風で被害を受けても金をかけてまで田んぼを直す気にもなれないし、そろそろ百姓のやめどきです。この歳まで百姓をやってきて、田んぼに水を張らないことは悲しいことです。田んぼさえ直ったら、このおっちゃんはあと7年や8年、米を作り続けます。あと7年、8年、まだ市長は任期途中であります。どうかこのおっちゃんから田んぼを取り上げないでください。

質問に移ります。

1番、近隣で農地災害復旧の受益者負担分の全部または一部を出している自治体はありますか。

2番、この拋出について、起債充当率及び交付税措置の詳細について説明してください。

壇上での質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君の質問、災害復旧事業における受益者負担率を改正できないかに対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）おはようございます。

災害復旧事業において受益者負担率を改正できないかについてお答えします。

農地災害復旧事業は、農業生産と農村生活の基盤である農地の災害に対して、迅速かつ適切な復旧が求められており、国の採択基準に準拠したものについて、国費を用いた復旧を実施しています。

事業費の財源内訳としては、国庫補助金と

農家が負担する受益者負担金となっており、負担割合については、基本補助率50%から、被災農家戸数等災害規模に応じて国庫補助率がかさ上げされ、農家の負担が軽減されることとなっています。

近年の国庫補助率の実績では、一般災害で事業費の約80%、激甚災害で事業費の約95%まで補助率がかさ上げされており、事業費から当該補助金を控除した額が受益者負担金となり、一般災害で約20%、激甚災害では約5%まで農家の負担は軽減されます。

また、当該補助金には、農地面積に応じ農地復旧限度額が定められており、超過分は国庫補助の対象外となる場合があります。

農地災害復旧事業を実施することで農業生産を維持し、農業経営を安定させ、農家負担も軽減されていると考えています。

以上のことから、受益者負担率を改正することは考えていませんので、ご理解をお願いします。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君、再質問ありますか。

17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）ちょっと食い違っていた。それはそれで、どうもありがとうございます。

近隣の市町村でこれを取り入れていることについて、再質問ということをお願いしたいのと、財政課のほうでこの交付税措置の説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）近隣の市町村の状況についてお答えさせていただきます。

県下と隣の五條市、合わせて10市町に聞き取りを行いました。国の補助金に上乘せ、もしくは補助率が低かった場合のかさ上げ等を行っているまちは、聞き取りの中では、かつらぎ町、九度山町、有田市、田辺市の4市町

でございました。橋本市と同様、農地に対して補助率の残額を分担金として徴収しているまちは、和歌山市、紀の川市、岩出市、海南市、御坊市、五條市の6市町でございました。

○議長（森下伸吾君）財政課長。

○財政課長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

国庫補助対象の農地災害復旧事業について、現在、個人負担となっているものを市の負担とした場合の地方債充当の可否と交付税措置についてのおたただしだと思いますが、本件の場合、市の負担分に対しましては、災害復旧事業債という地方債が活用できます。活用した場合の充当率は90%、交付税措置率は借り入れた地方債に対して95%、これは壇上のご質問のとおりでございます。

例えばですが、市の負担が100万円となった場合、地方債を90万円借り入れ、後年度の普通交付税で85万5,000円措置されますので、実質の市の負担は、あくまで理論上ですが、100万円から85万5,000円を差し引いた14万5,000円になると考えられます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）私も実はこの交付税措置を知らなくて、最近、このことが分かって、それだったらこれは使って農家の負担を軽減してほしいというのが最近気づいて、それで、近隣でやっているところを調べてくださいよとお願いしたら、今言っていたところがあるところを実施している。でも、やってないところも確かにあります。私もあちこち、兵庫県辺りに聞いてみたんですけども、何市か聞いたら、「うちはやっていません」というのが確かに多かったんですけども、それぞれの事情で選択して決定しているんだろうと思いますが、私のお願いとしては、本市もこれをやってくださいというお願いで、今日はこ

ここに立たせていただいております。

農地の問題はいろいろと議論されております。最近では耕作放棄地の問題が非常に大きな問題で、市当局もその対策をいろいろと対策してくれている話もちろん聞いておりますが、根本的な違いは、災害農地というのは今年まで、昨日まで、その農家さんが手がけていた土地、米を作っていた土地でありまして、その復旧工事が済めば、来年もまた必ず、その農家さんが米を作る土地であります。なかなか耕作放棄地のほうは作り手がなくて、また来年も遊んでしまうというのが多いから困ったことだなということで、いろいろと対策をしてくれてはいますが、それはそれでいい結果が出るように願うんですが、取りあえずこの災害復旧農地というのは継続して作付をしてきて、そしてそれが修理されれば、すぐ来年もまたそれが必ず耕作地として有意義にその役目を果たすということなので、こっちのほうは当たり外れでいえば間違いなく当たるといふ農地ですので、こちらはやっぱり優先にしてほしいなど、そのような思いもありますので検討してほしいんですけども、今の部長の話では、それは今のところはしないんだというご返答なんですけども、うちとしてはそれはこういう事情でしにくいんですよという具体的なうちなりの事情とかがありましたら、ちょっとお願いできますか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）国より基本補助率が50%からかさ上げされているということで、その時点である程度、農家の負担というのは軽減されとるといふ考えがありますのと、農地というのは本来、個人の施設でありまして、公共性が低く、受益者の負担というのが必然的になってくるのかなと言うところと、本市、農地に対しては補助金の上乗せは行っていないんですけど、農業用施設、水路とか

農道とかため池等については、補助率が90%に満たない場合は市が90%まで補助するような形で、農家の負担を最低10%までとするような形の上乗せを行っていますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）そういうことですね。確かに、夏に小規模の災害に対して補助金が出るというのは、何人かの農家さんが、ため池がやられた人とかで、「あれ、ありがたかったわ」と私も聞きました。あれ、本当にありがたがってくれている農家さんがおります。でも、設計40万円以下の国の補助対象にならない分は市がやりましょうということなんですけどね。それ以上の本格的な農地災害、結構、工事費もだんだん高くなってきているんですよ、当然。

100万円、200万円規模が一番多いかなと担当課にお伺いしているんですけども、値上がりもあつたり、雨のきつかつたりして、もし設計金額300万円の農地災害なんかがあったとしたら、激甚に指定なかったら1戸当たり60万円、激甚でも15万円。95%激甚だったら出るじゃないかと言えば、95%ってたくさん見てくれるんだなという気がするんですけども、300万円なんて大きな災害はそんなしょっちゅうないとしても、でも、農地って考えたときの15万円というのが非常に大きいんですよ、農家にとつたら。まして60万円なんて、この田んぼで60万円純利益を出そうと思つたら何年かかるやらというような話をしょっちゅうされていますね。

だから、95%を大きいと見るのか、15万円、その田んぼで農家にとって非常に大変なんだから。私は農家の話を聞く側だから、15万円大変やろうなど、そんなふうに思うからね。それを全くゼロにしてあげてくださいという話じゃなくて、ちょっとでも農家が少なくて

済めば、また米を作り始めてくれるのは分かっているんです。その人たちとしゃべったら、本当は米を作りたいんですよ、ずーっと米を作ってきたからね。そんな手助けを市としてお願いをしたくて、今日この質問をさせていただいております。

それで、市長、ちょっと市長のお考えをお聞かせ願えますか。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

石橋議員の質問にお答えをします。

受益者負担の原則というのが、どちらかというところでは国から受益者に対して負担しないよ、収益を上げているでしょうということと、そのことによって収益を上げているということが基本にあると思います。200万円、300万円と言うたら多分、果樹とか、そういう急傾斜地、これも20%以上の勾配があれば国の補助金はあるんですけども、農地で100万円を超える災害となると、あんまり考えられへんのかなというのがあります。今回の激甚災害でも、そんなに大きな面積が崩れてきたということはないと思います。

ただ、農業施設の関係でため池の災害に関しては、改修にしても、できるだけ今、市で持つように持つように、補助金のかさ上げ等もやっていますし、これから農道、林道でも3割負担もらっているというところも現実的にはありますし、その中で農地だけ特別扱いをするということになると若干難しいのかなというふうに思います。

やはり災害が起こったときの状況を見て判断していくということが大事かなというふうに思っています。今回、農地、農業施設関係だけで400箇所ありました。逆に工事がすぐできなくて、査定を受けるのも今月に入ったやつもありますし、その全てがすぐに直せるわ

けでもないですし、そういう中で、例えば地震が起きて農地どころか宅地まで、大きな家等の崩壊があったときに、じゃあ、そこに全て補助金を出していけるかというのと、そんなことは絶対に無理です。逆に、災害が起きたときのために常に10億円ぐらいは、水道もそうですけども、市においてもやっぱり15億円ぐらい持って、ある程度の余裕を持ってせんと、ライフラインの復旧とか、いろんなことができないかなとは思っています。

交付税は確かに早く入ってきますけど、交付税というのは必要なものを使うための交付税なんで、災害のときだけのためというわけでもありませんので、だから今、いずれ何らかの方法で、災害復旧の部分に関しては緩和というのは考えていかなあかんかなと思う反面、これから耕作放棄地が崩れたときには補助金が入ってこない。国の支援制度がないんで、そこを直すときにほっとくのかという問題も出てくるんで、そこはどういう形で直していくかということも、そのまま崩れたまま置いてくると二次災害、三次災害と起こる可能性もあります。やはり、災害の状況を見て今回のように、じゃあ、国の災害にかからないやつに関しては50%まで見ましょうとか、今回はここまでだったら見れますねというふうなところを、災害が起こるたびに臨時的にできる措置というのを考えたほうがいいのかというふうにも思っています。

ただ、やはり財政的な制約もあります。今からこれを全部100%見ると言うたときに、ほんまに大規模災害が起こったときに、災害に対する予算でそれを確保できるのか。これからは多分、税収も減ってきます。当然、災害も増えてくるでしょう。そうなったときに、どこまで財源の確保ができるか、どこまでだったら一般会計で出していきたいと思いますというのをしっかり見ていかないと、ただ単に今か

ら制度だけつくって、災害が起こったときにお金を出せないとなったときに、何のためにつくった制度か分からなくなります。現状では、災害が起こったときに農家を支援するためにはどういうふうな形を取ればいいのかということは、これから考えていきたいと思いをします。

ただ、水路についてはちょっと考えらなあかんかなど。例えば私道でも、2軒以上の住宅があれば、それはみなし市道として修繕をすることができますので、そういうところも含めて、例えば水路の改修はそういう定義をつくって、農業振興条例にかましながらそういうことができるかなど。

先ほど耕作放棄地とかの問題で、私が柱本の芋谷でやった棚田に、1本広い道を入れました。これは国の補正予算を使って市にお願いしてやって、今度、道を入れることによって農業をする人を増やしていくというようなそういうことも、市として今、検討はさせているんですけど、なかなか道がないと農業をやってくれへんので、逆にそういうふうな振興策というのもこれから考えていく必要があるのかなというふうにも思います。

今こうやからこういう制度をつくるのではなくて、本当に災害が起こったときに議会にも相談して、この制度をこういうふうに臨時的にやっていきたいというお話をさせていただいて、予算の審議をしていくというふうなことにしたほうが、本当にとてつもない大規模災害が起こったときに、全てを市で面倒を見るということではできませんので、災害ごとにその対応というのを考えていますし、今、うち、宅地に入った土砂の排除も職員に行ってもらって排除をしていますし、災害の状況に応じて対応をしていけたらなというふうに思います。

今後どういう災害が起きるか、今より小さ

な災害というのは本当になくなって、大きな災害ばかりなってくるのかなという反面もあると思います。そういうことも含めて、これから考えていきたいと思いをします。

今、ふるさと便というのは、あくまで農家所得を向上させてほしいということで、一定の運賃は市で持って、今までB級、C級とか、なかなか市場に出なかったものを、例えばインターネット販売をして、それをお金に換えてもらっているというところもありますし、これは一部市民の皆さんの、遠くへ行っている息子のために野菜を送ったら無償で送れますよというふうなことも使えるんで、これは二つの側面がありますけど、そういうふうに、今後、やっぱり状況を見ながら判断をしていきたい。ここで100%市が面倒を見るとかという話は非常に難しい、財源的な問題もありますし。その中で災害が起こったときに、できるだけ早く制度をつくり上げて、農家の人に案内していけるようにはしていこうと思っています。

ただ、どこまで、災害の種類に本当によると思いますし、今、農地の話だけなんですけど、例えば果樹が崩れてきたときであったときには、やっぱりもっと大きな費用がかかると思いますし、20度以上だったら国の補助金が取れるように、私、県議会のときに意見書を出して、それを国に認めてもらったという経緯もありますし、また国に要望もしながら、もう少しこの部分を農業振興という形で、農水省とか、2人の参議院議員に伝えていくとか、そういうことをやっていきたいと思いをします。なかなか今、その制度をつくっていくというのは難しいかなと思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）ありがとうございます。

そういうことで。さっきちょっとお話しさ

せてもらったんですけども、食料自給率が下がっているのが、私は困ったなと思っていて、だから、農地の補助率を市で面倒を見てという、ピンポイントですぐ食料自給率を上げる効果って、効果はそんなにすぐには出てこないとは思いますが、でも、遠回しにはありますけども、本当にこのまま食料自給率が下がり続けるというのは、これじゃいかんと思います。でも、こんなもんは国策やから、地方で何ができるんやと言うたら、確かにそんなに地方でできることも少ないんだろうとは思いますが、せめてちょっとでも食糧を作れる条件を維持していく。減る傾向にある時代で、だから増やそうというのは難しいにしても、せめて減らさないように維持していこうというのが少しでも、食料自給率の下がっていくのの歯止めになればという気持ちもあってこのお願いもしたんですけども、いろんな考えがある中で、今はそれはできませんという、それも確かに理解はいたしますので、今後とも食料自給率であるとか、本当に今、農家がどんな気持ちで米作りをやっているのかという辺りも、事に触れて見ていただいて、また将来、手を打つべき時期に、しかるべき対策を打って行っていただきたいなと思います。

どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君の一般質問は終わりました。

この際、10時20分まで休憩いたします。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番14、18番 中本君。

〔18番（中本正人君）登壇〕

○18番（中本正人君）それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

私も21年目の一般質問ということですが、今回のように議長を除いた17人全員が一般質問をするということは、本当に私、記憶にありません。一番最古参の5番議員、どうですか。ないですね。私もそう思いました。ですから、他の議会からも、本当に橋本の市議会ってすごいなという声を聞きます。これは本当に我々としても喜ばしいことだと思いますし、やはり市民の声を行政に、そして我々議員の声を行政に訴える絶好の場所だと思いますので、私も頑張って一般質問をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

今回は市営住宅についての1項目についてお伺いしたいと思います。

市営住宅については、昨年6月定例会に続き2回目の質問となります。

令和5年11月1日現在、本市の市営住宅は28団地で管理戸数は857戸、そのうち入居戸数は461戸であります。

管理戸数の多い団地では、真土団地で管理戸数116戸で入居戸数50戸、東明団地で管理戸数105戸で入居戸数37戸となっています。また木造の団地では、東家（愛宕）団地で管理戸数18戸で入居戸数ゼロ戸、兵庫（木造）団地で管理戸数43戸で入居戸数ゼロ、野（城之内）団地で管理戸数24戸で入居戸数ゼロとなっています。

本市の市営住宅長寿命化計画では、計画の改定を行った平成30年度時点の管理戸数902戸のうち531戸を30年後の令和29年度までに用途廃止することとしており、木造の10団地については令和9年度までに、真土団地をはじめとする非木造の7団地については令和9年度までに用途廃止する計画となっています。

用途廃止の現在の進捗についてお伺いいた

します。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君の質問、市営住宅に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）市営住宅についてお答えします。

本市では、市営住宅の老朽化解消と人口減少に伴う必要戸数の減少に対応するため、橋本市営住宅長寿命化計画に基づき、段階的に用途廃止を進めています。

本計画では、平成30年度時点で128戸あった木造住宅10団地を令和9年度までに、また非木造住宅774戸のうち老朽化の進んでいる7団地403戸を令和29年度までにそれぞれ用途廃止することとしています。

用途廃止の現在の進捗についてですが、令和9年度までに用途廃止する木造住宅10団地については、令和4年度で全ての入居者の移転が完了しており、現在は空き家となった住宅の除却を進めているところです。

また、令和29年度までに用途廃止する非木造7団地については、令和4年度に対象177世帯への説明や意向調査を実施し、令和5年度から移転支援を進めています。本年11月末時点で既に13世帯の移転済みとなっており、加えて他市営住宅への住み替えを希望する9世帯が住み替え先を決定しています。

現在の住まいからの移転は、入居者の様々な面で負担をかけることになると思われます。今後も引き続き入居者に寄り添った移転支援を進め、少しでも負担を軽減できるよう努めてまいります。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君、再質問ありますか。

18番 中本君。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。

ただ今の答弁でお聞かせいただきましたのも、私の1年前の6月定例会での質問の中で当局の答弁として、令和9年度までの用途廃止する団地については今年度中に移転を促すとありましたけども、確かに移転は終わっておりますけれども、移転にあたり問題等はなかったのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）お答えします。昨年6月時点での用途廃止10団地のうち東家（愛宕）団地、野（城之内）団地、兵庫団地、小田災害住宅の4団地では、14世帯が入居中という状況でした。対象世帯には丁寧な説明に努め、無事、令和4年度中に14世帯全ての移転や譲渡が終わっております。大きな問題としては発生しておりません。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）どうもご苦労さまです。

確かに移転は完了しているということですよ。これについては私も了解しておりますし、これはやはり建築住宅課の皆さんの熱心な説明等々の結果だと私は評価したいと思います。

それでは、次にお伺いしたいのは、令和9年度までに用途廃止する木造住宅10団地について、全ての入居者の住み替えが完了しているとのことですけれども、団地内でまだ住んでいる人を見かける。私もこの質問をするにあたりまして住宅を見て回ったんですけども、まだ洗濯等々が干してあるところがたくさんありますので、入居ゼロと聞いておったんですけども入居者がいるということは、この辺についてどうなんですか。お伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）他の市営住宅へ住み替え等移転の支援を進める中で、どうして

も継続して入居をしたいという入居者もおられます。そういう方には住宅を譲渡しております、現在も団地内でお住まいの方がおられるということでございます。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）譲渡したところがあるということですね。ということは、今のところ、譲渡した件数というのは何件ぐらいあるんですか。お願いします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）譲渡件数ですが、向島災害住宅で2件に譲渡、兵庫団地でも2件に譲渡、城之内住宅では6件に譲渡、東家（愛宕）では2件に譲渡ですので、合計12戸に譲渡というような形になります。

それからまたそれとは別に売却している住宅もありまして、向島住宅で1件売却、胡麻生住宅で2件売却、小田災害住宅で1件売却となっております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）よく分かりました。除却した跡地は売却ということになると思うんですけど、木造10団地の除却時期、また跡地の売却について当局はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）10団地のうち胡麻生、小田災害住宅、向島災害住宅2団地、合わせて4団地については、入居者への譲渡や空家バンクを活用した売払いを行っており、今のところ除却は行っておりません。古佐田の井出の下住宅及び北山災害住宅の2団地は既に除却が完了しており、今後、普通財産として売却すべく関係部署と協議を進めている状況でございます。

残りの4団地、東家（愛宕）団地、兵庫団地の一部、野（城之内）住宅、東名古屋災害住宅については、今年度から順次除却を進め

ておりまして、令和8年度までに全て除却を完了させ、除却完了後に市有財産として売却すべく、関係部署と協議を進めていく予定でございます。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）令和8年度までに一応完了ということですね。これは間違いありませんか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）入居者は全て移転完了をしておりますので、あとは予算と費用をつけていくというようなところで、除却は計画的に進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）よく分かりました。

次にお伺いしたいんですけども、私、昨年度も申し上げましたように、市営住宅に入る道路が本当に狭いということは、これは皆さんもご存じだと思うんですけども、そういう中で売却するにしても、道路が狭いというと、やはり売却価格等についても問題があるんじゃないのかなというふうに感じるんですけども、売却困難な市営住宅をどのように売却していくのかについて、当局はどのように考えているのか。今の住宅を見たところ、売却するにしても道路が狭い。車1台が入るのが精いっぱいだというところがほとんど多いですね。そういうところを売却と簡単に言いますが、果たして今の状態で売却となったときにどのぐらいの価値がつくのかなと考えたときに、やはり当局も考えなくてはいけないところだと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）土地を売却していく上で敷地と接する道路の幅員が狭い場合、再建築できないというような可能性が発生す

ることがあって、様々な要因を考慮する必要があります。例えば、東家（愛宕）団地や兵庫団地など規模の大きい団地については、分筆する場合に、団地内に道路を4 m以上の幅員にして市道認定することで、それぞれの区画が再建築可能な区画となるように気をつけております。

災害住宅などの規模の小さい団地で、工夫しても再建築できないような場合のところについては、解体してしまえば再建築ができないというような状況になってしまいますので、市空家バンク制度に掲載して、建物付で現状のまま売却しておりまして、県外の移住者とマッチングしたというケースもございます。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）大きな団地は道路を広げていくと、4 mですか、に広げていくということですよ。しかし、小さな団地については現状を妥協して仕方がないということだと思ふんですけれども、ちょっとしんどいですよねというふうに私は感じるんですけれども。4 mとなれば、これは立派な道路ですから大丈夫だと思ふんですけれども。こういう中で実際、空き地となったときを考えたときに、市有財産となったときに売却することにあたって、どのような金額で売れるのかなというのを、もちろん当局は当局なりに考えておられるとは思ふんですけれども、その辺どのように考えているのか、少し分かる範囲でお教え願えませんか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）その土地にもよるんですが、基本的には土地鑑定の評価を行いまして、その評価に基づいて売却していくというのが基本的な考え方となっております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）それぐらいの答弁しかできないですよ。それも私も分かっている

質問しておるんですけども。

それでは、次にお伺いしたいのは、老朽化した非木造住宅の7団地について、入居者の意向調査の状況と移転支援の内容というのについてお伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）老朽化した非木造7団地についてですが、令和4年度に対象となる177世帯に対しまして、移転時期や移転方法について意向調査を実施いたしました。移転時期については、令和20年から24年の移転希望が最も多く、約44%の入居者ができるだけ長く今の住宅に住み続けたいという意向でございました。次に多かったのが、すぐ移転したいと回答された方が約19%おられました。

移転支援としましては、移転補償費の支払いや他の市営住宅へ住み替えに伴う家賃上昇への支援などを行うようにしております。そうした移転支援についても説明し、移転方法について意向を確認したところ、他の市営住宅や市があっせんする民間賃貸住宅への住み替えを希望される方が最も多く約62%、その他の方は子ども世帯への同居や施設等への入居希望をされているという結果でございました。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）意向調査をしていただくというのは確かにいいことだと思いますし、しかし、この意向調査をしたからといって入居者の気持ちをそのまま尊重してあげることができるんですか。というのは、長年住み慣れた住宅を離れるということはやはり寂しいと思いますし、まして市営住宅にお住みになる方は高齢者が多いという中で、できることならばもう少し置いてやりたいと思いますけど、そうもいかないというのが現実だと思いますけども、意向調査をして入居者の気持ちを、意見を後で聞いたところ、移転時期につ

いては令和20年から24年の希望が多いということも聞きましたけども、果たしてそれが可能なんですか。それをもう少し説明願います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）意向調査の中で、できるだけ長く住みたいという方が多くおられます。あと、24年までで移転が可能かというようなことですが、今の住宅というのは結構老朽化もしておりますので、市としてはなるべく早く移転していただくというのがいい考えかなとは思いますが、やっぱり入居者の意向も踏まえながら、説明を丁寧にして理解していただくところが大事やと思っておりますので、入居者に対して誠実に説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）難しいですよ、これについては。しかし、意向調査をした中で、高齢者の皆さんが多い中で、この意向調査が果たしてどれだけの効果があるのかということですよ、私の言いたいのは。やはりできるだけ長く今のところで住み続けたいという気持ちは僕は当たり前だと思います。しかし、先ほども答弁にあったように、最終期限については短縮できないということですけども、じゃあ、何のためのこれは調査なんですか。しっかりと説明等を入居者の皆さんに説明してあげなくては、調査はしてくれたけども現実はいっつも変わらないと。早く次の場所へ移転して行ってということになるんでしょう、最終的には。遅かれ早かれ、どっちにしてもそうなるんですから。この意向調査というのは、私には分からないというところが多々あるんですよ。

そして最終的には市としては、可能な限り早期に移転を進めていきたいということでしょう。ちょっと矛盾していませんか。私はそ

ういうふうに感じるんですけどね。その辺ももう少し具体的な答弁ができませんか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）住み替えにあたっては入居者にとっては大きな負担となってくるので、あまり急に進めるということは入居者にとって非常に負担になっていくというようなところであって、矛盾しているというところで、市としてはできるだけ早く移転を進めたいというようなところで、今後、著しい破損による雨漏りなどが起こった場合は早期に移転をお願いする場合がありますとか、できるだけ若く体力のあるうちに移転したほうが体力的な負担が少ないであるとか、人気のある団地へ移転を希望する場合は抽選になる可能性が高いなどを説明して、早期に移転するメリットを理解していただくように努めていきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）確かに私、思うのは、移転するにあたっては、老朽化した住宅でいるよりも新しい住宅に移っていただいて、そしてまた団地の中で数少ない入居者の中で、やはり大きな団地へ行けば話し相手もおるという中で、私は大いにいいことだと思うんですけどね。ただ、いつ起こるか分からない災害等について、もしあってからでは、昨年も私は言いましたが、何かあってからでは遅いと。そういう中でこの20年、あと19年ですよ、実際、24年ですから。この件については市長も、私の質問に対して同感というところまでもあったですよ。ですから、私はそういうことがあって、今回1年半過ぎましたので、どのような話し合いをしてくれているのかなというふうに私、期待もしてしまして、それをお聞きしたいなと思っていただんですけども、今の当局の答弁を聞いたところ全然前に進んでいないと。まして期間を短くする

どころか何も変わらないような状態だと思
うんですが、その辺、市長、どうなんですか。
お伺いします。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答
えをします。

私どもも強制的にはという考えは全く持っ
ておりませんでして、市営住宅に住んでおら
れる方とよく話をしながらやっていきたい。
そして今、国土交通省のほうで新しい住み替
えに対する制度も、実は20年間ですけど、で
きていまして、一般住宅への借換えのときは
家賃を、ちょっと金額は忘れましたが、保
証するという制度も今できていまして、そう
いう制度をうまく使いながら、あるいは市で
そういう移転に対しての支援を何ができるか
ということもこれから検討していければな
と思っています。

中本議員が言われるように、あまり古いと
ころで地震なんか起きて、市営住宅が壊れ
たということのないように、やっぱり目標年
度を設定して、それに合わせて私たちとし
ても、逆に市民の命を守るという責任もあり
ますので、その制度を今後、建設部と協議し
ながら、少しでも早く処分ができるように、
住み替えの支援というのも考えていきたいと
思いますし、売却した土地の部分については、
逆に基金に積むような形を取って、それを移
住支援できるような、そういう住み替えし
てもらうための基金に積んで、それをうまく活
用していくという方法も考えられるかなと。
今、市営住宅の家賃は全て基金に積んで、そ
この改修をするときはその基金を使って、一
般会計の負担が起らないようにはしていま
すので、そういうやり方も、売った土地を逆
に活用していくというそういう制度もより一
層早くつくって、できるだけ早く住み替えを

していくようなこと。例えば1棟の民間の今
アパートが余ってきているんで、それを丸々
市で借り上げて、そこへ住み替えをしてもら
う。これも国土交通省の制度にもあるんで、
こういうようなことも考えながら、少しでも
早く住み替えをしていただけるような方法も
新しい制度として考えていきたいなと思っ
ておりますので、ご理解よろしくお願いま
す。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）市長の言われんとす
ることも私は理解できます。ただ、私が申し
上げたいのは、小さな団地は入居者をゼロに
して売却することによって、それが市の財政
に入っていくと、私はそういう気持ちでこの
質問をさせてもらっているつもりなんですよ。

ですから、財政も以前ほどではないと思
いますけども、やはりまだまだ本市の財政も
決して裕福とは言えませんし、遊んでいる
という言葉は悪いですけども、入居者ゼロ
の団地を売却することによって、私はその
お金を財政にということをしてできればいい
のになということでも私も今回質問をさせ
ていただいたんですけども、ただ、市長が
そういうお考えであれば、これ以上何ぼ話
をしたところで仕方ありませんし、もうし
ませんけど、私の気持ちとしては先ほども
言ったように、売却できるところは売却
できて、一つでも小さな団地を減らして
いくということにこれからも全力を挙げて
ほしいということを申し上げまして、私の
質問を終わりたいと思います。よろしく
お願いします。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君の一般
質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）順番15、4番 梅本君。

〔4番（梅本知江君）登壇〕

○4番（梅本知江君）改めまして、皆さん、
おはようございます。

3日目になりますが、先輩方の一般質問をお聞きし、とても勉強になっております。本当にありがとうございます。今回は議員になって2回目の一般質問となりますが、少しまだ緊張しております。どうぞよろしくお願いいたします。

先日、新人議員セミナーに参加してまいりました。そこでとてもショックな事実を知りました。財政難とは聞いていましたが、令和3年度の橋本市の決算状況です。人口、産業構造の似ている泉大津市や貝塚市など、全国で108ある市町村のうち、財政の状況が何と最下位の108位だったんです、橋本市が。本当にびっくりしました。この危機的な状況を私たち市会議員、市長をはじめ職員の方々、そして市民の皆さまと一致団結して頑張っていかなないと改めて痛感いたしました。とともに、こんな状況の中でも市長や職員の皆さま、本当にいつもよく頑張っていたらいたるんだなと感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございます。

しかし、なぜこのような状況なのか。いろいろと改善点はあると思いますが、まずは職員一人ひとりの意識の改革、士気の向上だと考え、今回の質問とさせていただきます。

1、橋本市の核である市役所の活性化について。

明るく元気で楽しいまちづくりのためには、まず市役所からの発信だと考えます。各課のコミュニケーションを図ることによって、笑顔で明るい接客や雰囲気づくり、そして何より市民の方々とともにあいさつの飛び交う市役所をめざし、今回の一般質問をさせていただきたいと思っております。

①各課のコミュニケーションについて

各課がそれぞれまとまっていることで士気が上がり、明るく元気な職場になり、市民にもよりよい対応ができると考えますが、現在、

市では朝礼やミーティングなど、意思疎通を図る機会を設けてられますか。

②窓口の対応について

垣根をなくし、市民の立場になり、市民に寄り添う対応を望みますが、何か工夫をされていますか。

③あいさつ運動について

明るく元気な雰囲気づくりはあいさつから。職員同士、市民とも意識することが大切と考えますが、その重要性についてどのように認識されていますか。

ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君の質問、橋本市の核である市役所の活性化に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（土井加奈子君）登壇〕

○総合政策部長（土井加奈子君）橋本市の核である市役所の活性化についてお答えします。

まず一点目の各課のコミュニケーションについては、各所属で朝礼を行う際、来庁者を待たせたり、来庁者に不快な思いをさせたりすることのないよう心がけた上で、どのような方法がいいのかを各所属において検討し、実施しています。

各所属における全体ミーティングについては、来庁者を最優先することを配慮した上で、必要に応じて実施しています。

また、連絡事項があるときは、口頭による伝達のほか、パソコンを使ったメッセージのやり取りをするなど、状況に応じた方法により意思疎通を図っています。

二点目の窓口の対応について、職員が市民に寄り添う対応をするためには、窓口対応などにおける住民満足度の向上が重要であると考えており、本市においては職員基本研修に住民満足度向上やクレーム対応の研修を取り入れ、毎年実施しているところです。

今後もこのような研修を重ね、住民ニーズに応じた丁寧かつ誠実な対応ができるように努めていきたいと考えています。

三点目のあいさつ運動について、行政サービスの提供にあたっては接遇はその基礎であり、あいさつは接遇の基本であると考えています。

本市の新規採用職員は、和歌山県市町村研修協議会が実施している接遇マナー研修を受講することにより、あいさつや表情、態度、窓口対応、電話対応などの基本的な接遇スキルを学び、市職員として意識の醸成を図っています。

特に窓口においては、接遇の基本を常に心がけ、橋本市役所を代表して対応しているという自覚を持って、迅速かつ丁寧に対応するよう周知しているところです。

今後もあいさつをはじめとした接遇を大切に、職員への周知等を徹底するとともに、ハラスメント研修などによりハラスメントが起らない職場づくりに取り組み、職員間のコミュニケーションを活性化することで、市役所が明るく元気な雰囲気となるよう努めていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君、再質問ありますか。

4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ご答弁ありがとうございます。

まず1番の各課のコミュニケーションについてですが、来庁者を優先して朝礼やミーティングをしているとのこと。どれぐらいの部署がどのような内容で行ってられますか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）朝礼やミーティングは各職場に応じた方法で実施しております。まず朝礼については、ほとんどの職場で毎日実施しておりまして、本日の予定な

どの確認や報告などが主な内容となっております。各職場は所属職員の人数の多い少ないや窓口業務、それから現場対応など様々でありまして、来庁者市民優先の対応をする中で、報告や情報共有に努めているところです。

公務の性質上、やはり現状のような朝礼が一番最適であると考えております。またミーティングにつきましては、職場の状況や業務の内容によって様々な方法があると考えます。職場全体での定期的なミーティングというのは約4割の職場で実施しているところですが、このほかにも係単位であったり担当別など、それぞれの業務において効果的な方法でミーティングを行っております。また、定期的に課内研修を行ってスキルアップに努めている課もございます。イベントに向けての取組みであったり、臨時的な業務に係る打合せなどについては定例でないもので、特に注意を払いながら行っているところであります。

また少し見方を変えて、保健福祉センターにおきましては、毎週水曜日にラジオ体操をしております。センター内の職員が積極的に参加しているところであります。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）最後のラジオ体操など、体を動かすことをされているということで、やっぱり体を動かすことで心も軽くなり、とてもよいことをされているなど。できれば私も加わりたいなというふうに感じました。しかしですが、全体を見たときに、現在、職員同士のコミュニケーションは取れていて、笑顔で明るい職場になっていますか。もちろん業務上での報連相はされていると思いますが、朝礼やミーティングで士気を高められるようなプログラムが必要だと思います。

私は8年間銀行に勤めていました。支店長やリーダーが変わるだけで、業績がアップダウンします。その原因は、アップするときは

どういうときか。上司の方やリーダーたちから進んで笑顔であいさつをしたり、朝礼で笑顔のあいさつのリピート、「おはようございます」「おはようございます」「ありがとうございます」「ありがとうございました」。そういうことを毎日、朝して士気を高め、そうすることですごく一日元気でいてれる、接客ができるという、雰囲気もすごく明るくて、いい支店もありました。

そして、ミーティングではただの情報交換だけではなく、「君、この間のここはよかったね」とか、あと職員同士でも「あなたのこの間、受付でこれがよかったわ」とか、こういう褒めて差し上げる。そういうことで皆さんのコミュニティとか信頼関係が生まれ、本当にいい関係になって、いい業務につながり結果が出るんじゃないかというふうに感じております。それに対していかがですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）確かに、私たちここに出席している部長が各部のトップになるんですけれども、やはりその上司が一番心も体も元気で、毎日しょんぼりした顔をせんと、元気に仕事をするのが大事ななと思います。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ぜひ今日から、そんなふうにしていただけたらうれしいかと思いません。ありがとうございます。

そして、二つ目の窓口の対応についてということですが、市民の方から「ちょっと市役所って行きにくいよね」というお言葉を頂きます。そして、「何か雰囲気が暗いよね」って。福祉センターのほうは新しい建物じゃないですか。でも、本庁のほうは建物が古い関係もあると思うんですけれども。そして先日、私も何度か、市民課であったり税務課などの窓口でお世話になりました。どういう待遇をし

てくれるのかなと思ひ、観察じゃないですけども、どなたも向こうからのあいさつがないんですね。「おはようございます」であったり、「こんにちは」であったり、とても残念に思いました。でも、私が言ったらちゃんと答えてはくださいます。でも、いろんな事務手続きの対応とかはすごく丁寧にしてくださっているんですけれども、やっぱり私はこのあいさつというのが基本だと思っています。

そしてもう一つは、窓口に行ったときに、市民課の方はそうではないんですが、ほかの課で時々あるのが、こっちをぱっと見ていますけど見て見ないふりをして、誰か行ったらみたいな。実際、そういうのがあるんですね。皆さんいろいろ業務に追われてお忙しいからだと思うんですけど、市民側にとったらとても寂しいというんですかね、そういうのをすごく感じさせていただいています。

いろいろ研修とかを工夫して受けていただいているんですが、できてない実情というのはなぜだとお考えですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）今、議員からご指摘のありましたことにつきましては、非常に反省すべき点でございますので、早急に改善を図らないといけないと感じております。市民の方、やっぱり敷居が高いとかというお声も私たちの耳にも届いております。そういった点では、来られた市民の方の来られた目的に応じて対応するのはもちろんなんですけれども、その方の状況に応じた対応というのも必要になってくるかなと思います。コミュニケーションを取るとというのが本当に接遇の基本ですし、そのコミュニケーションも、毎日来てコミュニケーションを交わすという方ってほとんどいないので、年に数回とか、年に1回だけとか、初めて来たとか、そういう方もいらっしゃるんで、本当に窓口の職員

としてはその方に応じた接遇というのは必要となってくるスキルだと思っております。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）先ほど市民課、税務課というお話を頂戴しましたので、私は所管部長として、私自らもっと明るく努めて、しっかりみんなにあいさつをできるように、ちょっと反省しておるところでございます。その上で、なかなかやるべき仕事というんですか、市民課、税務課においてもかなりシビアなところもありましてピリピリしているところ、正直ミスをするとなかなか大きな問題になりますので、そういうところもあると思います。そういう流れもある中でも、みんなで和気あいあいとしっかりごあいさつできて、住民の方に不快な思いをさせないように再度徹底させたいと思いますので、ご容赦ください。私自ら頑張ります。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）たまたま私が行ったのが市民課と税務課だけだったんです。すみません。ちょっと名指しで言ってしまいました。

そして、ちなみになんですけども、いろいろ調べたんですけど、ごあいさつの中で。一日のうちで11時頃まではおはようございますと言ってもおかしくないらしいです。そして5時ぐらいまではこんにちは、こんばんはじゃなくて、こんにちはということでいけるそうです。その他、ありがとうございます、お待たせいたしました、よろしく願いいたします、くどいようですが、毎朝笑顔で、朝礼でやっぱり訓練をしないと習慣化しないと思うんですね。そのときは意識があっても、でも、私もすいません、偉そうに言っているんですけど、努力して今があります。やっぱり銀行ですごく訓練していただいたので、ぜひ朝礼などで、短い時間でいいと思うので習慣化して。井上部長、ありがとうございます。

井上部長はいつも明るくて、いい上司だと思うんですけども、より期待しております。ありがとうございます。

そして次、二つ目の質問になります。市民に寄り添う対応でいろいろ工夫されていることはありますか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）市民に寄り添う対応で工夫はということでおたのしいだいておるんですけども、例えば健康福祉部などで相談に来られた来庁者の方でありましたり、それから高齢者、小さな子どもを連れて来られる窓口が健康福祉部では多くございます。そういったところでは、落ち着いて市民の皆さんのご用を傾聴できるように、着席して対応する窓口を設けておりまして、また説明などにおいても行政用語などを使うのではなく、来庁者のご年齢や、それから状況に応じて分かりやすい言葉で話すことを心がけております。

また、本庁1階のように来庁者が多い窓口では、できるだけお待ちいただく時間が短縮できるように、役割分担をしながら窓口対応をしているところです。先ほどおっしゃっていただきました見て見ぬふりをするというところは非常に反省すべき点なんですけれども、窓口で受付をする担当、それからその奥で受付をした内容について処理をする担当とか、こういう役割分担を設けてございますので、そういったところもご理解いただけたらと思います。

それから、スムーズな窓口対応をするには、やはり職員の知識とスキルが非常に重要となってきます。そういった点で課内で研修をしたりですとか、また研修の場に参加したりですとか、またさらには自己研さんをして、スキルの向上に努めたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）中にはですが、それこそ市民課であったり税務課の方でも、カウンターの外にまで出ていただいて、座っていたら同じ目線に立っていただいて、いろいろ対応をしていただける方もいたり、ここに今お答えいただいたことはすごくできてはると思います。

ただ、ほかの工夫として、すごく環境づくりというのも大切じゃないかなというふうに感じております。

まずですが、総合案内、本庁のところも福祉センターも総合案内があると思うんですけど、隅にあるので、初めて来られた方って目につかないというんですかね、すごくもったいないなと思うんですね。でも、本庁の場合は入り口がすごく狭いのでスペースも難しいと思うんですけど、でしたら、来庁された方に例えば受付担当の方が「おはようございます」とか、「こんにちは」とか声をかけていただいたら、ここにいてはるんだって分かると思うんですね。福祉センターのほうもちょっと遠いですが、そんなふうにお声がけいただくと、「すみません、今日はこういう用事で来たんですけど、どこに行ったらいいですか」ということで、市民の方もすごく発信しやすいんじゃないかなということを感じております。

そしてもう一つなんですけど、税務課と市民課ばかりになってしまうんですけど、すみません。私に関わりがあるのがそうなんですけど、税務課って、例えば納税に来られる方がおられると思うんですけど、私も会社を営んでいて、本当に正直大変なときは分納していただいたり、とてもご迷惑をおかけして、お世話になったこともあります。でも、窓口でそういうお話をすると、すごく職員の中の方にも聞こえるし、隣に来庁されている方にもすごく聞こえるんですね。とても話しづら

かった経験があったり、これは同業者の人からも聞いております。相談に行っても、福祉センターは各課でちゃんとパーティションというかがあって、ちゃんと相談に乗ってくれる環境があると思うんですけども、あとは市民課でしたら、例えば離婚届とかももらいに行ったり、出しに行ったりするのがすごく嫌だということであったり、郵送とかの手段もあるかもしれないんですけども思ったときに、やっぱりこれは個人情報にもなると思います。市民の方々の立場に立って、例えばですが、ロビーがありますですよ、真ん中に。あそこを今コピー機を置いてパーティションをされていますけれども、パーティションを何箇所かして、ちゃんと相談コーナー、周りには見えない、一対一で話せるような、市民の方には壁を向いてみたいな形で、そういう場所を造っていただいて、「この窓口で大丈夫ですか。あちらのほうに行かれますか」ということで、そういう配慮をしていただけたらすごくうれしいなと思っています。

そしてもう一つ、窓口対応の工夫ということで、とても殺風景じゃないですか。でも、保健福祉センターへ行ってこども課に行ったりすると楽しそうで、いっぱいぺたぺた、いろいろ工夫して貼っていただいたり、わくわくするような窓口、楽しくなるような工夫をしていただいています、大人になってもそれは変わらないと思うんですね。窓口で、例えば今でしたらクリスマスです。ちょっとツリーをね、100均とかでもこんなんを売っているんですよ、こんな小さいの。そんなのをちょっと窓口に置かれるとか、あと何かそういう工夫、来た方にそういう四季を感じていただいたり、何かおもてなしをしてもらっているなということを感じていただけるようなことをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）私も窓口業務を長く、この役所人生の中の半分ぐらいは窓口業務を担当してしまっていて、一つ思うところは、本庁の1階の窓口は特になんですけども、個人情報に携わる部署でありまして、やはり個人情報のラインというのはカウンターかなと私は思っています。カウンターの中が、職員側からすると中が個人情報を触れるところで、カウンターから外がお客さまという、そういう私はラインを持って対応をしていました。

なので、ロビーで、先ほどおっしゃられた対応というのは、例えば婚姻届などは特異日、昔はクリスマスの日であったりとか、2人が出会った日であったりとか、バレンタインデーであったりとか、本当にこの橋本市でも12件ぐらい婚姻届を一日で受け取った日もある。そういうときはやはり窓口が手狭になってしまうので、ロビーでお話を聞かせていただいたりしたことはありましたけれども、やはり常に窓口へ個人情報を持ち出して手続きをするというのは、個人情報のセキュリティーの関係でしっかり考えていかなあかんなところでは思っております。

それから、窓口の飾りつけについてなんですけれども、本当におっしゃっていただいたように季節を感じさせるものであったりとか、それから、来て心が和むようなものというのはすごくいいことだと思います。保健福祉センターを入っていただくときに玄関前の花壇については、あれは健康福祉部の職員が本当に丹精込めて育てているお花であったり植物であります。おっしゃっていただいたように、子どもが中心に来庁される子育て世代包括支援センターであったり、それからこども課、家庭教育支援室などについては、それぞれの職場の職員であったり、またヘスティアにも

お手伝いいただいて飾りつけをしているところなんです。確かに喜んでいただいているのかなと思います。

一方、この庁舎の1階の窓口というのは、証明などを求めたり、それから届出をしたりするのにたくさんの資料を持って来られる窓口であると思います。今、窓口でそういう資料を広げながら説明を聞いて、あまりにいろいろ並べることで、例えば忘れ物につながったりですとか、窓口が煩雑になってしまうところも懸念されるので、そこを工夫しながら、また職場職場の職員で適宜対応できたらなと思います。季節によっては七夕の飾りを飾ってあったりですとか、先日はまなびの日にクリスマスツリーにまちづくりの思いを書いたオーナメントを飾りつけていただいて、あまりにもいいクリスマスツリーができたので、1週間から10日程度、ロビーに飾らせていただきました。

あと、気をつけないといけないうのは、いろいろ市役所というのは啓発をしていかないうところなんです。国のほうからでしたり県のほうからでしたり、ポスターなどが来て、それを貼って啓発はするんですけども、そのポスターが破れていたりとか、窓口の整理整頓が十分にできるようにということは常に心がけていかなければいけないなと思っております。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。本当に一番たくさんお人が来るところなのにすごく狭いので、重々私もお気持ちが分かかります。ただ、透明のパーティション、あるじゃないですか。置くところがあれでしたら、そこに例えばクリスマスだったら小さなリースとか、100均ばかりですいません。こんなにも売っているので、例えば創意工夫をして、今クリスマスのことばかり言っています

が、お正月、節分、そしておひな祭り、七夕、いつもされているということですが、お月見など、お忙しいと思うんですね、そこまでやられるお時間というのは。でも、各課それぞれで工夫して、皆さんで共同作業、それに対していろいろアイデアを組んですることで、各課の皆さんのコミュニケーションが深まるんじゃないかなと、一石二鳥と違うかなというふうにごく感じておりますので、またぜひお願いしたいと思います。

そして、あと、はしぼうの活用なんですけど、私は最初に見たとき、かきぼうと思っていました。そしたら、はしぼうという名前で、最初、んって感じだったんですけども、最近すごくファンなんです、かわいくてかわいくて。せっかくあのかわいいはしぼうがあるので、この間もまなびの日かな、登場されてましたよね。子どもたちがばーっと寄って行って、お母さんが写真を撮ったりされてましたけれども。福祉センターってお子さんが来られるとき多いと思うんですけど、あそこでいろいろイベントがある日ってあるじゃないですか。毎日そこでしているわけにはいかないと思うので、たくさんお子さんが来るときははしぼうに活躍していただいて楽しんでいただくとか、そうすることで楽しい市役所になってもらえるんじゃないかなと考えます。

そうしましたら三つ目、あいさつ運動についてということで、最後の質問とさせていただきます。あいさつ運動、明るく元気な雰囲気づくりはあいさつからと、くどいようですが、すいません、ごあいさつばかりで、考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）接遇の基本は、先ほども申したようにあいさつから始まるかなと思います。そこからコミュニケーシ

ョンが生まれてくるのかなと思っております。先ほども申しましたが、まずは職場の上司が明るく元気に、しょんぼりすることなく仕事に就くことがまずは大事かなと思っておりまして、梅本議員の今日の言葉、全部長が聞いておりますので、職場に戻って、元気いっぱい職務に取り組んでいきたいと思っています。

それから、ハラスメントもそうなんですけれども、やはりお互いを尊敬しながら、尊重しながらコミュニケーションを交わすというのが大事かなと思いますので、例えば職場内に限らず、廊下で擦れ違ったりとか、それは職員同士だけではなく来庁いただいている方についても、明るくあいさつを交わしていきたいなと思っております。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。ぜひそうしていただけたらうれしいです。

そして、2階ってあまり市民の方は来れないと思うんですけども、また市民の方がおられてもごあいさつしていただいたり、でも、入りやすいようにいつも戸を開けていただいたり、いろいろ工夫はしていると思うんですけど、今思いついたんですけど、その戸のところでもリースを飾ってもらえたらうれしいな、各ドアにというのもすごく今思いつきました。

ただ、今日、皆さん聞いていただいて努力していただけると思うんですけど、やっぱり職員全員で意識して実行するためにはスローガンが大切だと考えます。例えばですが、日本一あいさつの飛び交う市役所、日本一笑顔の素敵な市役所、日本一明るく元気な市役所など、何か一つスローガン、テーマを決めて、それに向かって、例えば朝礼で一言最後に言っていていただいて、皆さんで取り組んでいただくということも必要じゃないのかなというふうに感じます。でも、そうすることで、

本当に市役所に来た市民の方たちが、市役所へ行って明るい気持ちになるわって。そして、親切で愛を感じるわ。日頃、愛を感じることは少ないと思うんですよ、なかなか。そして、安心して何でも市役所へ行ったら相談できるなど、そんなふうに市民の方も気持ちになり、結果的にですけど、住んでよかったとか、住みたくなるまちになり、人口も増え、栄えた橋本市になるんじゃないかというふうに考えております。このような基本的なお話しか私はできないですけども、少しの経費で効果的な案だと思っております。

最後に、元気なまち橋本市をうたっている市長、あと具体的に、何か元気になるまちに対してお考えがおりますか。ぜひ参考に聞かせていただきたいです。よろしく申し上げます。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）梅本議員の質問にお答えします。

テニスでしごいた分が今返ってきたかなというふう思っています、なかなか難しい質問で、確かに本当にあいさつというのは大事なことだと思います。役所の中にも、私にあいさつをしないやつはいます。あれ、誰やと思うんですけど、全然分からんという部分もありますし、元気がないやつもたくさんいるかなとは思っています。

確かに、私も10年間サラリーマンで、いらっしゃいませ、ありがとうございますというのを年間330日ぐらい、僕らの時代は休みがあまり取れなかったもので、言っていた記憶もありますし、やっぱり来ていただいた方にどれだけ気持ちのいい接遇をしていくかということは本当に大事なことやなと思っていて、いつも仕事始め式では、公務員はサービス業やと言うんですけども、なかなかそれを理解し

てくれないというところもあります。ただ単に仕事を機械的に進めていったらいいというふうな、例えば前例はこうやったからこれをせなあかんのやというのが当たり前のように、この部長連中の中にもいてましたけど、そうじゃないよということで、今、新たな試み、去年ぐらいからやっているんですけど。部長はこれから市民サービスをしていく、業務を進めていくために何をやるやというのを毎年出させているんですけど、なかなか具体的なものが出てきてないということもあって。

今回の8番議員の質問で、例えば教育委員会の件であったり、11番議員の介護の認定の関係であったり、それって一般質問の通告があったら、実はこういうことですよと云うてくる現状もあって、これではまちはよくなるなというのがありまして、そういうところから、部長がほんまに何をしたいんかというふうなところをもう少し部長に理解してもらって、陳情もそうなんですけど、どの部でどういう課題があって、これは市では解決できないから国にお願いしようとか、これはどうやっても動きそうにないから国会議員に、小田井の堰の今回、実施設計の予算が半年前倒しでつけてもらったり、これから事業が進んでいくと思いますし、そういうことをやっぱり部長が今抱えている問題でどういうふうにしていくんやというところをやっぱり自分自身で考えてもらって、私に提言してもらおうというふうな形にしていくのが一番かなと。やっぱりそうしないと、まちってよくなるないと思いますし。

今回、政策企画課も、今までは財政と一緒に予算をカットする役目を持っていたんですけど、今年から政策は政策をつくれということで、今、政策は一切予算カットには入らせません。どういう事業をこれからしていくんやというのを政策はもっと分析をして、

それを進めていきなさいという、そういうやり方に変えて、今年は時間がかかっているんですけど、この議会が終わったら来年度予算に向けて予算査定もしていくようにします。

そして、船井総研に入ってもらって、市民のためにどういう政策を打ち出す、どういうことを基本的に進めていったらいいのかというアドバイスを今いろんなところでやっています。重点プロジェクトというところも実は今、若手職員に考えてもらっていて、そこに対して船井総研も入ってもらって、職員の提案を受けてこういうやり方をしましょうかというふうなことを考えています。そういうふうにして、今までのトップダウンから、本当に部がこれから何をしていかなあかんのかというところをいかに私は吸い上げて、予算づけをしていくかということだと思います。

108番中の108番、そうやなどは思っていましたけど、これもやっぱり私が市長になったときに、平成26年に来ましたが、27年度の予算を組もうとしたら、こんな財政調整基金が足らんやんというぐらい事業もたくさんあって、継続事業もたくさんあって、このままじゃ自分が思っていたことはもうできへんという結論を出して、今どこから始めるかということで、例えば子育て支援というところをより充実するためには、ここはあまりお金がかからへんので、制度をまずつくっていくために教育と福祉の連携というのをやって、部屋からハートブリッジに行って、今その連携で小・中学校からも親御さんに対する相談というのが数が増えてきて、やっぱり子育て支援というところの分野をどこまでやっていくかという。私は市議員のときから橋本市のエンゼルプランのメンバーなんです、EPの会長をやっただけで。それでつくって、子育て支援をこう動かしていこうというふうな、職員とも話をして、これは絶対予算つけ

る、そのために市議員が入っているんやでと言ってやったこともありますし、高齢者の今、第2層の支援協議体もようやくつくってくれましたけども、これもふるさと財団、堀田力先生との協力があって進めてきて、今、第2層の支援協議体。でも、コロナで3年遅れてしまっているんで、私としてはいらいらしているところもあるんですけども、これから高齢者支援をどうしていくか。

昨日もコミュニティバスの話が出ましたけど、公共交通はできてない。こんなんでいいわけがない。南海りんかんバスがどんどん縮小してきていて、そしてこれから問題が出てくるのは、運転士の確保が多分あと10年もしたら、コミュニティバスの運転は誰がするのよというような問題も必ず出てくると思いますし、そういうことに対してこれからどのような対応をしていくのか。そのために今、第2層の支援協議体に車を用意したり、今は高野口ですけども、そういうところでやっぱり高齢者が住みやすいまちをつくっていくということだと思います。

区・自治会にしても、あと10年後、恐らく半分ぐらいになるかも分かりませんが、SDGsの交付金をつくって、そこで17項目にわたるところで区・自治会が、例えば健康予防を区でやってくれる、自治会でやってくれたら、それに対してSDGsの交付金をもらおうとか、いろんな事業をしてもらうときにはそういう交付金をできるだけ使えるように、補助金じゃなくて交付金にして、使い勝手のええように、報告書も簡単に済むように、そういうふうなことをしながら、子どもも高齢者も住みやすいまちというのが一番大事なことやなどは思っています。

接遇も、役所も時々市長の手紙で非常に厳しい言葉を頂くこともありますし、逆に子育て支援ばかりに力を入れて高齢者はほっとく

のかよという市長への手紙もありましたし、なかなかこのバランスも難しいと思います。

やっぱりもう一つは、地元の経済ということだと思います。パイル織物もようやく、下がっていたのが復活を始めています。そのためには販路開拓の補助金とか新商品の開発補助金をつくって、そしてもう一度、あのすばらしい技術をどう生かしていくか、商品に変えていって販売していくかというところで、今そういうふうな制度もつくっていますし、できるだけ若い人に橋本市で働いてもらおうとは思って企業誘致、それで税収の確保という部分でやっているんですけど、どうもまだ今の高校生には大企業志向というのがあって、紀北工業でもやっぱりホンダとかトヨタとか、あっちのほうへ行ってしまうのもあるんですけども、そういう中でも雇用をどうやって確保していくかということもこれから大事になってくると思います。

先ほどから質問のあった、役所へ来ていただいたら何でも相談できる体制がやっぱり必要かなと。ハードルが高いと来てくれませんし、そういうところも考えて、やっぱり来やすい市役所というのはつくっていかんとあかんのかなと。私もできるだけあいさつはするんですけど、返してくれへん職員もいて、このさみしさを受け止めながらおりますけど、ただ、ほんまに今、私も市長になって、これはほんまに間違ったところへ来たんかなと。本当はばら色の夢を持って、こんなことをやりたい、ああいうことをやりたいって来たんですけど、財政状況がそれを許さなかった。それで職員の給料カットもする。職員にとったら僕なんてほんまに、はよ出ていけよと思っているかもわかりませんが、でも、財政を守るということは市民を守るということにつながるものです。お金のないまちには何もできないんですよ。だから、副市長とも相談

しながら、できるだけ緊急防災・減災事業債とか、公共施設最適化債とか、国土強靱化とかで事業を進めるうちで補正予算を取ってきて、補助金の裏に補正予算を充てて、その充てた分を交付税で入れてもらって市の負担を減らす、そういうできるだけ財政を無駄に使わないようにこれからやっていくということだと思っていまして、できるだけ市民の皆さんには迷惑をかけないようなお金の使い方というのを考えていきたいと思っています。

ただ、令和6年から令和11年って本当に、環境管理センターの建て替え、ごみ焼却場の大規模改修か建て替え、そして橋本の駅前開発ももう一度挑戦をしたり、例えばこの間、9番議員も言われていた高野口中学をどうするかによっては、学校の建て替えということになると恐らく三十数億円かかってきて、補助金は3分の1しかないんで、これをどうやって負担を抑えていくかということも、これから知恵を出してやっていくというような、学校の改修も永遠に続いていきますから、そういうことも含めて、そこばかりやり過ぎて市民のサービスが低下するようなところというのはなかなか難しい部分がありますので、また今回の一般質問でもたくさんお金の要る話も聞かせていただきましたけども、これからそういうのを精査しながら、できるだけ財政の健全化を進めながら、市民の皆さんに使えるお金を増やしていけるように、今後とも国へも要望は続けますし、自分の人脈をフルに生かして、そういう制度をつくってければなどは思っていますので、できるだけ頑張って橋本市がいいまちになっていくように努力をしていきたいと思っていますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）市長、ありがとうございます。本当にしなければならぬこと、

たくさんあられると思いますし、それで財源がよくなっていくとまた気持ちもハッピーになって、明るく楽しいまちになると思います。が、くどいようですが、やっぱりあいさつが基本で、それをやることで目に見えないものですが、どんどん財源がよくなって、人が変わるので財源もよくなっていくと思いますので、今お話を聞かせていただいて、部長の皆さまでぜひあいさつ運動のスローガンを決めていただきまして、明るく元気なまちづくりにまたお力を貸していただけたらうれしいと思います。

最後になりますが、今日のテーマに合わせて、今日、オレンジ色の服を着てきました。ちょっと派手かなと思ったんですけども、カラーセラピーでオレンジ色というのは、明るく元気という意味があるんですね。それで買ってきて、この服を着させていただいたんですけども、今日、朝、鏡を見て、自分自身も明るくなりました。皆さんもいかがですか。ちょっと気分が明るくなっていただけましたですか。

ということで、各課のデコレーション、工夫して、いろんな色合いで楽しめるようなデコレーションを作ってくださいことを楽しみにしております。

これで質問を終わらせていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君の一般質問は終わりました。

この際、13時まで休憩をいたします。

（午前11時40分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

この際、当局より発言の申出がありますの

で、これを許します。

建設部長。

○建設部長（西前克彦君）午前中、18番 中本議員の一般質問に対する答弁について、補足説明をさせていただきます。

答弁の中で、市営住宅の譲渡と表現をさせていただいた部分があったのですが、ここで言う譲渡とは、入居者への有償による譲渡の意味でございます。また、売却と表現させていただいた部分につきましては、空家バンクを活用し、入居者以外の方への売払いの意味でございます。

以上、補足させていただきます。

○議長（森下伸吾君）ご了承願います。

それでは、順番16、6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）皆さん、改めて、こんにちは。よろしくお願いいいたします。あと2人ということで、よろしくお願いいいたします。

通告に従いまして、一般質問を予定どおり行いたいと思います。よろしくお願いいいたします。

今回、2項目ありまして、まず初めの1項目めは、必要としている人が利用できる生活保護制度へというテーマでございます。

急激な物価高が国民の暮らしを直撃し、所得の低い人ほど深刻な影響を受けています。とりわけ生活保護を利用する人たちは、2013年からの保護基準引下げなどによって苦しい生活を強いられています。

日本共産党国会議員団は、保護基準上げと物価高騰に見合う保護費の増額、申請しやすい運用への改善などを求めて国会でも取り上げているところです。

また、保護基準引下げについては、政府決定を違法とする司法判断が相次いでいます。せんだつても名古屋で高裁でありましたが。

①令和4年度で生活保護の相談に来られた

人数は何人ですか。そのうち生活保護の申請に至った人数と世帯数は何世帯ですか。生活保護の申請に至らなかった方はその理由と、どういう対応になったのかお尋ねします。

②として、扶養照会されている世帯数は何世帯ですか。そのうち経済的支援につながった人数は何人ですか。

③として、相談を受けておられるケースワーカーの人数は何人でしょうか。1人で受け持っている世帯数は何世帯ですか。

④として、生活保護の申請相談に来られた方に社会福祉協議会での当面の生活つなぎ資金というか、これを借りるように勧められておるのですか。令和4年度で生活つなぎ資金を利用された人数と年間総額はいくらですか。返済状況はどうなっているのでしょうか。

⑤として、生活保護世帯で子どもが高校や大学へ入学を希望される世帯があった場合、生活扶助についてどのように対応されているのですか。

⑥として、夏季の間、空調機の冷房代がかなり必要となりますが、夏季一時金的な生活扶助はどのようにされていますか。

⑦として、身体状態が悪く通院するため、家族が送迎にどうしても必要な場合など、特別な条件がある場合は自動車の保有を許可していますか。許可しない場合、通院の交通費、身体状態によってはタクシー利用でも交通費は扶助されるのですか。

⑧として、他の自治体では生活保護制度の周知を進めるよう、「生活保護の申請は国民の権利です」と書かれたポスターを市役所や福祉事務所に掲示しているところが徐々に今増えてきています。幾つかの例を挙げますと、全国で初めてこれを掲示したのが札幌市です。大阪では寝屋川市、枚方市です。そのほか、相模原市、南魚沼市などがあります。本市でもぜひこれを掲示していただくよう提案いた

します。

二つ目の項目として、希望を持って暮らせる認知症施策をということ、さきの通常国会で、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が全会一致で成立しております。全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにするなどを基本理念に掲げました。国や地方自治体は、基本理念に基づきどんな取組みをするかの計画をつくることが今求められています。計画作成の際、当事者や家族などの意見を聞くことも明記されました。認知症の人が個性や尊厳を保障されて、希望を持って暮らせる社会づくりへ向けた重要な一歩となっております。

本市の認知症施策の現状と今後の取組みについてお尋ねします。

①として、本市の総人口と高齢者人口、高齢化率は現状どうなっていますか。

②として、認知症の人の将来推計は、全国で2年後の2025年には730万人になると言われています。特に75歳以降の年齢とともに有病率が急上昇しています。本市の地域包括支援センターで認知症の相談件数は令和元年度から令和4年度まで、それぞれ何件ありましたか。

③で、認知症の相談は家族やケアマネジャー、医療機関など、どういうところからの相談が多いでしょうか。

④として、認知症地域支援推進員はどういう方がなられて、何人おられるのですか。

⑤として、和歌山市では認知症見守り支援員の取組みとして、認知症の人を介護する家族の外出時や休息したい時間に認知症の人を見守る支援員がおり、1か月15時間以内で、利用時間1時間147円でしていただいている制度があります。本市でも認知症の本人や家族の支援として取組みを提案いたします。

⑥として、認知症の人とその家族の会の活動として、地域の人や専門家と相互に情報を共有する場として、認知症カフェの取組みがあります。現在、市内に3箇所認知症カフェの活動をされておられますが、その活動を維持、継続、運営していくための後継者で不安があるように聞いています。どのように対応をしていくのかお尋ねします。

最後に七つ目、認知症カフェを維持運営していくための年間の補助制度があるのでしょうか。施設を借りるにも、送迎の交通費なども、現状や今後必要になってきます。ぜひ施策を考えていただきたいと思います。

壇上からの質問は以上でございます。どうぞ答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君の質問項目1、必要としている人が利用できる生活保護制度へに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）必要としている人が利用できる生活保護制度についてお答えします。

まず一点目の令和4年度で生活保護の相談に来られた人数は109人であり、そのうち生活保護の申請に至った人数は62人、世帯数は47世帯でした。

申請に至らなかった主な理由としては、生活保護制度についての説明を希望されるものや、来庁者や本人ではなく、親族であったり、介護や障がい・医療などの支援機関の職員からの相談であった、などが挙げられます。

これら申請に至らなかった方に対しては、生活保護制度や他法・他施策の説明を行うとともに、生活保護の相談や申請は随時できる旨を説明しています。

なお、令和4年度の相談において、他法・他施策の説明を行う中で、橋本市社会福祉協

議会が窓口となっている総合支援資金、緊急小口資金に関し、より詳細な説明を希望した方については社会福祉協議会へ案内しました。

次に二点目の扶養照会については、令和4年度に生活保護の申請に至った47世帯全てに対し扶養照会を行っており、そのうち経済的支援につながったケースはありませんでした。

次に三点目のケースワーカーの人数については、現在、生活保護の業務に携わっているケースワーカーは4人であり、1人が受け持った世帯数は70から80世帯となっています。

次に四点目の生活つなぎ資金については、一点目の答弁のとおり、生活保護の相談に来られた方に対し、必要に応じ社会福祉協議会が窓口となっている総合支援資金、緊急小口資金について説明を行い、状況により社会福祉協議会へ案内しています。

令和4年度において、総合支援資金、緊急小口資金を利用された人数及び年間総額について社会福祉協議会に確認したところ、総合支援資金は38人、2,067万4,000円、緊急小口資金は43人、792万円とのことです。

なお、令和4年度に利用された方の返済状況については、総合支援資金及び緊急小口資金ともに最長1年間、償還の据置期間があることから令和4年度の償還はありませんが、令和5年度から順次償還が始まっているとのことです。

次に五点目の生活保護世帯で子どもが進学を希望される場合ですが、高校進学を希望される場合は、生活保護制度に基づき、入学準備費や教材費、授業料、通学費等を高等学校等就学費として支給します。大学進学を希望される場合については、制度上、高校進学者のような入学等に関する給付金はありませんが、大学進学者の新生活の準備資金として進学準備給付金を支給します。

次に六点目の夏季の冷房代については、生

活保護制度上、一時金などの生活扶助はありません。

次に七点目の自動車の保有については、各世帯の事情を生活保護制度と照らし合わせ、個別に判断の上、その可否を決定しています。

なお、自動車の保有を許可しない場合については、タクシーの利用も含め、必要に応じて移送費として交通費を支給しています。

最後に八点目の生活保護制度の周知ポスターについては、既に実施している自治体を参考に、本市でも周知ポスターを作成し、市役所本庁舎及び保健福祉センター内に掲示します。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、はじめに一点目お聞きします。最初の質問の生活保護の相談や申請についてお尋ねいたします。生活保護の相談や申請に来られた方に、本市の生活保護制度の扱いについて生活保護のしおりというのを作っておられますが、それを渡して説明されておるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）おたのしみです。本市ではしおりを作り、それに基づき生活保護の概要、またその他必要なものについては、相手方の要望によって順次説明をさせていただいているところです。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。

そしたら、二つ目お聞きします。和歌山市と海南市では生活保護のしおりを市のホームページで公表されていますが、本市では公表されていません。本市は生活保護制度についてホームページで幾つか周知されているところがありますが、それでも生活保護のしおりの内容についてまで掲載しておりません。本

市では、ほかの障がい福祉のしおりというのは詳しく、かなり長いページでホームページで紹介されています。ホームページで生活保護のしおりについても、ぜひともお知らせするために周知していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）おたのしみです。現在、ホームページでは載せておりません。他市の状況も鑑みながら、今後、ホームページのアップといいますか、そちらについては課内のほうで検討したいと思います。直ちにとこのところは、今のところ考えておりません。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）障がい福祉のしおりというのは私が見ましたら、詳しくホームページで書かれておりました。同じように生活保護のしおりもホームページで周知していただくことに何ら問題がないと思いますので、ホームページで知らせていただいたら、いろいろ見ておられる方も参考になるかと思うので、ぜひともお考えいただいて、ホームページで掲載する方向でよろしく願いいたします。

そしたら、三つ目にお聞きしたいんですが、生活保護のしおりには医療費についての説明は本当に詳しく、私が見ましたらかなり詳しく書いてありました。ところが、収入の申告義務に関して、控除できる分についての説明がありません。未成年者の収入についても申告義務と併せて、控除についての説明もしておくべきじゃないかと思えます。この点で言いますと岩出市のしおりでは、控除の説明がきちっとされており、高校生のアルバイト収入の申告義務及び控除について詳しい説明が掲載されておりました。本市でも岩出市のように義務ばかりじゃなくて、控除できるとこ

ろの記載もぜひとも書いていただいで、それと同時に、扶助の制度には八つ種類があるんですが、その八つの種類についても併せてしおりに書いていただきたいと思うんです。ちょっと抜けているように思いますので、ぜひともそうするようにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ご提案ありがとうございます。しおりにつきましては説明が多岐にわたりますので、非常に細かく細かくなっていくところがございます。相談に来られる方というのは概ね年齢が高い方が多いために、そういった方向けになっているのかなというふうに思っております。今後、別冊にもなるかもしれませんが、そういった高校生とか、その他副収入のある場合の収入の控除につきまして、しおりにつける補足資料として、できるものであれば考えていきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）岩出市は親切にそういうところを抜かりなく書いておられるので、ここまで書いておいたほうが親切だと思いますので、ぜひともしおりにそういった未成年者の収入の件については、詳しく岩出市は書いておられるので、次回見直しをされるときに記入していただけるようお願いしたいと思います。

そしたら四つ目なんですけど、六点目にお尋ねしました、最近、気候変動で猛暑日が記録的に増えております。熱中症対策のためにもエアコンの運転時間が長くなり、電気料金はかなり増加しています。そのために食生活を節約するなど、厳しい生活を強いられているのが現状であるように聞いております。そこで、市の施策として夏季一時金的なそういう支給を生活扶助費として少しでも支援いた

けたらものすごく助かるんですが、ご検討いただくのは無理でしょうか。お尋ねします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）夏季の非常に猛暑が続いていて、熱中症対策としてエアコン等を使ってくださいということで広報等もしております。国のほうにもそういった形で夏季一時金と申しますか、夏季の冷房費に当たるものを加算していただきたいという要望はしております。ただ、本市独自で、生活保護に特別に加算して夏季加算の新設というところは、制度上、考えておりません。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）電気代が本当に飛び抜けて上がっておるので、そういう意味では本当に現状、生活保護者の夏場のエアコン使用、極端な言い方をしたら、本当にエアコンを止めて扇風機を回して窓を開けてというようなことをなさる方がおられると思うんですが、やっぱり電気代がかなりかさんでくると思いますので、そういう意味では夏場一時的にそういった支援をする生活扶助というのは検討していかないと、今後ますます、毎年毎年暑くなってきているので、検討の課題にぜひとも入れていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）本市単独でというところは考えておりませんが、国のほうで物価の高騰とか、その辺も考慮をされて生活扶助費というのが決まってくる。例えば、とある家庭をモデルにしますと、令和4年10月の1人世帯で40歳の場合と申しますと、6万8,430円が一月の生活扶助費でしたが、1年たちますと6万9,080円ということで加算されております。また物価高騰対策での新たな加算として、国のほうでは1,000円の加算もしていることから、それなりの国の対策は

されているのかなと思います。

ただし、これで夏の対策が済んだかという
とまた別の話でございますので、国等への要望は引き続きやっていきたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）この問題は本当にこれまでの議員の質問にもありましたけども、命に関わる問題というか、大げさに言えばそうかもわかりませんのやけど、国の制度としてそこまで支給をするようになっていないんですけども、今後、県にもそういうふうな声を届けていただきたいし、国に対してもこういう要望も上げていただけるように、そういうような声を今後要望してくださるようお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）その件につきましては先ほども言いましたように、既に近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会というところがありまして、令和4年の11月21日に厚生労働省のほうにそういった要望も届けております。これが最後になるわけではなく、引き続きこういった近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会等に改めて要望の旨をお伝えして、粘り強い国への要望をしていきたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、取りあえず1番目の質問はこれで。

次に、二つ目に行きたいと思います。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、希望を持って暮らせる認知症施策をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）希望を持って暮らせる認知症施策をについてお答えします。

一点目の本市の総人口と高齢者人口、高齢化率は、令和5年10月時点で、総人口は5万9,745人、65歳以上の高齢者人口は2万630人、高齢化率は34.5%です。

二点目の本市の地域包括支援センターにおける認知症の相談件数は、令和元年度は516件、令和2年度は742件、令和3年度は806件、令和4年度は662件となっています。

三点目の地域包括支援センターが受ける認知症の相談は、一緒に過ごす時間の多い家族からの相談が最も多い状況ですが、ケアマネジャー、医療機関のほか民生委員や地域の方、また警察、消防など行政機関からも相談、連絡があります。

四点目の認知症地域支援推進員は、平成30年度から全ての市町村に配置することとなり、各市町村が進めている認知症施策の推進や地域における認知症の方の医療・介護等の支援ネットワーク構築を担い、地域の特徴や課題に応じた取組みをしています。本市では、地域包括支援センターの保健師2名と社会福祉士1名が推進員となっています。

五点目の認知症見守り支援員制度は、講習等を受けた支援員が当事者の話し相手や簡単な見守りをするることにより、介護をしている家族が休息できる時間をつくる仕組みです。本市においても地域における見守りは必要であると考えていますが、当事者の状態が日ごとに変化する可能性があることから、家庭に入っただけの見守りはボランティア要素の強いものではなく、専門職によるサービスの利用を優先するほうがよいと考えていますので、今のところ仕組み導入については予定していません。

六点目の認知症カフェの後継者についてですが、認知症カフェでは当事者やその家族が集まり、それぞれの近況報告や自分たちで考えた取組みを実施しています。認知症と診断

されても、できることに取り組んでいくことが進行予防につながることから、地域包括支援センターに相談に来られた当事者やその家族に、みかんの会や認知症カフェの参加を呼びかけをしています。また、本年9月から伊都中央高校において高校生も参加しての認知症カフェも始まり、地域への展開が広がっています。これらの取組みにより認知症カフェや認知症に対する地域住民への理解が進み、地域共生社会につながる活動ができると考えており、この活動を通して、みかんの会などの認知症カフェを運営していただける協力者が増えるよう、当事者や家族とともに継続して取り組んでいきたいと考えています。

七点目の認知症カフェに対する補助制度について、認知症カフェは当事者の方々を中心に開催時には数百円程度の実費相当を負担し、できる範囲で取り組んでいることから、現在、補助制度はなく、地域包括支援センター等の市職員もこの取組みをサポートしていることから、補助制度の導入の予定は今のところありません。

○議長（森下伸吾君）8番 高本君、再質問ありますか。

8番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、はじめに1点目お聞きいたします。本市の認知症施策は、「みまもり・あんしん認知症ガイドブック」というのが発行されておりまして、ここで具体的な取組みを示されておりまして、これを推進するにあたって地域包括支援センター、中でも担当されておられる保健師や認知症地域支援推進員は、現場でかなりいろいろ苦勞をされていることと思います。その中で今一番課題となっていることとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）地域包括支援

センターの保健師等を中心に、いろいろな事業のサポートとか、相談の受付とかもしています。現在、相談業務が非常に多くなってきていることから、それぞれの社会資源につなげていくというようなどころがあります。うまくつながればいいんですけども、なかなかこういった認知症も進行するのを極力抑えていく、重度化防止をするのにいろんな社会資源を使っていく。そこにつなげていくところが、今のところでは課題となっています。また、医療機関の先生方からもご相談いただくんですけども、全体的に医療機関の方が「市役所へ行ってよ」というような話にはつながっていないところも、もしかしたらあるかもしれません。

現在、市民病院の物忘れ外来とか、紀北病院に新たな認知症の外来ができております。そういったところにつきましては、各市町村に積極的に相談してくださいというところとか、情報提供のほうを頂いております。また、伊都医師会の先生方や中井先生も中心に、非常に積極的に進めているところですけども、医療機関からの情報提供、こういったところも私どもは待っておるところです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。本当に認知症というのは難しい問題で、よく分かります。どうやって本当に早期発見、早期対応をしていくということがすごく課題だと思うんですけども、難しい。どうすればできるかというのは難しいところなのはよく分かるんですけども、医療機関ともタイアップしながらこれから進めていくことが大事かなとは、よく分かります。ぜひよろしく願います。

二点目にお聞きします。認知症は早期の発見が大切と言われています。生活習慣病をはじめ多くの病気がそうですが、認知症もまた

早期の発見と治療がとても大切な病気です。認知症は早期に発見して適切な対処をすれば、その人らしい充実した暮らしができると言われていています。年齢による物忘れと認知症の物忘れの中間的な状態の軽度の認知症、いわゆる認知症の予備軍と言われているんですが、これが二、三割ほどを占めています。それをほっておくと、四、五年後には認知症になるという報告もされております。チェックリストを参考に幾つかの思い当たることがあれば、早めにかかりつけ医や地域包括支援センターなどに相談することが大切であると言われております。本市の地域包括支援センターにおける認知症の相談件数は、先ほど言われました令和4年度で662件となっております。これだけ多くの相談件数があるんですが、これに対してどのような対応で、相談に来られた方に対して対応をされているのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）相談に来られた方の対応についてですけれども、いろんな相談を受ける中で、やっぱり初期の方、軽度の方というのは「自分は認知症じゃないよ」というような拒否というか、認識がなかなか持たれない方もいらっしゃるのはいらっしゃいます。そんな中でうちのほうのチェックリストを使いながら、包括の職員がさりげなく相談に来られた方の生活状況を聞き取りながら、認知症のこういった社会資源に結びつけていくかというのを日々検討しているというところなんです。そういったところがあればチーム会議というのも開いておりますし、それから、例えば認知症の疾患の臨床診断を受けていないとか、継続的なサービスを受けていないとか、介護サービスがもともと使っていたんだけど中断しているとかというそんなケースもありますので、そんなときというのは認

知症の初期集中支援チーム、推進のチームがありますので、その会議にかけたりして、より適切なケアができるようにということで工夫しています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら三つ目にお聞きしたいんですが、本市でも高齢者がこれからどんどん増えて、高齢化率が上がっていくと思うんですが、認知症疾患の方もこれから増えるということは十分に考えられます。本市での認知症疾患の方は今現在どれくらいおられると見ておられるのかと、もう一つ、今後増加していく傾向にあると思うんですが、その増加傾向をどのようにご判断されているか、お聞きしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）認知症の実態というか実数につきましては、なかなか把握はしづらいところでございます。そんな中で国が示しているところでいうと、2025年では5人に1人、それから2040年では4人に1人というところから推計しますと、現在、2万人いらっしゃる高齢者の中で20%ということで、4,000人ぐらいがいるのかなというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今ご答弁を頂いたように、かなりの数にこれからどんどん増えてくるかと思うんですが、そういう状況を見越して、私は思うんですが、新たな対応策というか総合計画のようなのを持ってかからないと、今後の対応がなかなかできていけないようにすごく思うんです。今申し上げたように、新たな対応策や総合計画というのをつくっていかなくてはならないと思うんですが、その辺見解はどうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）国のほうでも市町村のほうに、そういった新たな計画については立てるようにお話があるところですよ。また、当事者の意見も十分聞きつつということで、認知症の当事者の方のご意見もいろいろ聞かせていただきながら冊子等も作っています。また、認知症施策の会議があります。医療機関の先生とかいろいろ入っていただいて協議をさせていただいているんですけども、そこで本人たちの意見とかも聞きながらということで進めておりますので、今後、計画を立てる場合にあっては、そういった方の意見、それから有識者の意見等を聞きながら立てていく必要があるというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）おっしゃっていただいたように、ほんまに急速にこれから増えていくかと思っておりますので、総合的な計画というのか、今後の見通しを見ながら、そういう計画というの、会議の場で逐一相談しながらつくっていくようにできたらと思っておりますので、ぜひともお考えいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

そしたら五点目にお聞きします。認知症の本人と家族の交流の場である認知症カフェについて質問したいと思います。地域包括支援センターと当事者で取り組んでいただいていることを私はうれしく思っております。大変でしょうが、今後どのような形で推進していくとされるのか、またそのためにどういう課題があるのかを併せてお尋ねします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）みかんの会という当事者と家族の会というのもあります。また地域におきましては、現在3箇所と申しますか、1箇所はお休みされているんですけども、隅田地区、山内地区のほうで里山カ

フェというのと、信太のほうでは信太カフェというところでカフェが運営されています。こういった機運というのが、城山台のほうでもできつつあるということは私のほうに聞いております。特定の地域だけではなくて、全体的にこういったカフェがあつて、認知症の方だけでなく地域の方が参加できる、そんなカフェをつくっていく必要があるかとは思ひます。

このカフェの開催時にどういったイベントというのか、レクリエーションをするかというところにつきましては、市の職員はあくまでもサポートする立場でありまして、参加者本人や参加される家族の方がそういったイベントを考える、企画する。市の職員として何かお手伝いできる部分があれば、積極的にサポートしているというようなところが実情です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）全国的に認知症カフェというのは、いろいろな取組みの形があつてされているところなんですけど、一つお聞きしたい。こんなことがあるということで、認知症カフェというのはこれから維持して、また継続してどんどん広げていくということも大事やし、今、市内では3箇所ということとなっております。この間、訪ねて行って直接聞いてきたんですが、かつらぎ町では直接、担当者に聞いてきたんですが、かつらぎ町やったら6箇所、今、運営をされているそうです。進め方がまたちょっと違うんですが、私、こうすればどうかなと思ったりもするんですが、現在、3箇所で皆さん頑張って進めていただいているんですが、私の思うのは、市の担当されている方と、市当局の担当される方とキャラバンメイト、それに加えて認知症サポーター数人、そういった人たちが協力していただいて、認知症カフェを運営していくことに関わっていただくことが、この認知症カフェ

を大いに広げていくことにつながるし、維持していくことにつながっていくのではないかと。それに加えて、認知症本人や家族とが一緒に取り組めたらとすごく思っております。そういった認知症、運営していく仕組みとどうか、そういう仕組みづくりね、いろいろ工夫が要るかとは思いますが、どのように進めたらいいか、お考えがあるんでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）市内のカフェにつきましても、市の担当者が毎回出席させていただいたり、時間が合えばキャラバンメイトやサポーターも同席していただいて、カフェの盛り上げ役といいますか、陰ながら支えているというところはあります。すぐに新たな手法がというのはなかなか私の中では思いつきませんが、こういった運営の仕組みというのはあくまでも当事者が認知症の進行を抑えるためにいろいろ考えていただいたり、手先を使っただけというところがありますので、あくまでも認知症の方中心というか、作業を取ると言うと語弊がありますが、そこを除外して自分らで運営をしていくのではなくて、あくまでも当事者や家族がこういった催物をしていくことが大事だなというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）かつらぎ町、6箇所もたくさん、橋本市の倍あるんですが、どんなふうな進め方や運営をしているんですかと尋ねてみたんです。そしたら、本市で同じようなことができるか難しいということは分かるんですが、かつらぎ町では全て6箇所、喫茶店を借りているんです。橋本市で、スーパーセンターオークワでやっておられたところがなくなってしまったようなことがあって、関わっている方にいろいろ聞いてみたら、

テーブルを囲んで、私、これは想像なんですが、周りの人にあそこに座っている人たち、認知症の皆さんの集まりですって、認知症って見られたらどうも抵抗があるんじゃないかなというようなことも当事者からも聞いたりしているんですが、そういう意味では、かつらぎ町の場合は全部6箇所喫茶店を、一軒一軒喫茶店を回って、「協力してくれませんか」、「協力しますよ」ということで、コーヒーとお茶とちょっとした菓子を出しながら、十数人集まっているらしいんです。同じことをできるとは思わないんですが、私、思いましたのは、ここは保健師1人と、その認知症カフェにね、ほんでそれと、先ほど言っていました認知症地域支援推進員1名、それと認知症サポーター二、三人の方でいろいろ準備しながらやっているらしいんです。だから、私、すごく思ったんですが、認知症サポーターというのが、さっきも言いましたキャラバンメイトの人たちも大変でしょうけど、そういった人たちを認知症カフェに関わってくださるような、そういう協議をしていただいて、ご苦労ですけど、やったるよという人が私はおると思うんです。そういう意味で、今こちらでは地域支援センターでやっている、かなり苦労をされておるように聞いております、現在、3箇所やっておられるのがね。もっとたくさん認知症サポーターの方がおられると思うんで、認知症サポーターの人たちにぜひ協力していただきたいということで、そういう仕組みとどうかシステムをつくってあげれば、もっとこのカフェができるように広がっていくんじゃないかなとすごく思っているんですが、そういう仕組みづくりとどうか、考えていただきたいなとすごく思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）今後、カフェ

が広がってくると、やはり人手不足といえますか、その辺も出てくるかと思えます。認知症サポーターというのは、サポーター養成講座を受けた方がサポーターとして登録される。そんな中で、本市においては多分8,000人を既に超えているのかなというふうに思っています。概ね今、小学校、中学校、高校のほうにお邪魔させていただいて、サポーター養成講座もしつつ、父兄の方も巻き込みつつ、そういった裾野を広げているところです。こういったサポーター、もしこういったカフェに協力していただける方があれば、うちのほうはお受けさせていただいて行っていただくということも可能ですので、今後、カフェがさらに充実してくる中で、サポーターのご協力もというところは考えていきたいと思えます。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）最後になりますが、ものすごい難しい問題ということはよく分かっています。初期診断なんてチェックシートなんかで、ご本人は自分は認知症と認めたくない、知られたくないというのが、どうしてもそういう意識があるし、また表に出ると、色目で見られたり、また偏見の目で見られるというような意識はすごく持っておられると思うんです。だから、そういう意味で余計、当事者を含めて、家族も含めて、どうしたらうまくこれから認知症の問題についてアタックできるのかなとすごく私も思うんですが、難しい問題だと思うんです。今、直接市のほうで保健師も苦勞されていると思うんですが、いろんなところからのご意見を聞きながら探っていくかなあかんかなとすごく思います。

だから、大変かと思うんですが、いろいろ知恵をみんなで出し合いながら認知症カフェで、本当に認知症本人、家族も含めて、かつらぎ町で聞いたら、みんな明るいと言ってい

ました、6箇所ともね。十数人来ているんですけども、みんな楽しくやっておられるという話を聞いていましてね。本当に一般のお客さんも入っているところでやっているんですって。片方のテーブルで固まって、一般のお客さんも入っていて、どうやってやっているかと。大きな声を出す人もおると違いますかと尋ねたら、それは喫茶店の店の協力でやっているということで、500円を出していただいて、結局そこでは場所代も要らんということで、ある意味、それはそれでいい面があるか分かりませんが、同じことを橋本市はできないと思うんですけども、いろいろ工夫していきながら考えていかなあかんかとすごく思うんです。

ですから、本人やまた家族、保健師のいろんなご意見を聞きながら、いい方向に持っていけるように進めていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、14時まで休憩をいたします。

（午後1時49分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番17、5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君）改めまして、こんにちは。17人の最後です。よろしく願いいたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。今回は3項目です。

まず一つ目、介護保険料の引下げを。ずっと続けてやっているものなんですけれども。

橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・推進委員会が3回開催され、4回目の来年1月に第9期の介護保険料が示されます。第3回を傍聴しましたが、介護給付費準備基金がどのくらいあり、どう使うかということは議論されませんでした。議会答弁の報告のみでした。物価高騰の折、今、高齢者の暮らしが苦しいということを十分に考慮に入れ、介護保険料の大幅な引下げを求めます。

また、介護給付費準備基金が毎年積み上げられていることについて問います。

二つ目が、子ども医療費助成の所得制限の撤廃を。

子どもの医療費の助成制度は全国的にも広がり、2023年4月1日現在、高校卒業までが約7割となっています。所得制限なしは約9割です。橋本市も高校卒業まで無料ですが、所得制限があります。医療費増を招くなどとして自治体に課してきたペナルティーも廃止が決まりました。そもそも子どもの施策は平等であるべきです。所得制限の撤廃を求めます。

7番議員と重なりますが、7番議員の通告書には、納得できる理由であれば、以後、質問はいたしませんとありました。私はこの所得制限がなくなるまで言い続けるということをお願いして取り下げませんでした。答弁を求めます。

3番目は、公民館、教育文化会館、産業文化会館などにfree Wi-Fiを。

コロナ禍を契機にオンラインの学習会、講演会が増えました。しかし、橋本市の文教施設ではフリーWi-Fiを備えたところがなく、会場探しに苦労します。公民館、教育文化会館、産業文化会館などにフリーWi-Fiの設置を求めます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君の質問項目1、介護保険料の引下げをに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）介護保険料の引下げをについてお答えします。

第9期介護保険料の算定にあたっては、第1号被保険者数や認定者数、それぞれのサービス給付費の増減傾向など、様々な推計を行いながら現在慎重に算定を進めています。

議員おただしのとおり、保険料月額については令和6年1月開催の第4回委員会でお示しし、給付見込額や制度改正などの保険料額の上昇要因、下降要因となったものについて説明し、審議いただく予定となっています。

本市では、75歳以上の後期高齢者人口が令和12年にピークを迎え、令和22年においては高齢者数に占める後期高齢者数の割合が現在よりさらに上昇すると推計されています。中長期的な視点に立って今後の介護保険財政の運営を考慮しながら、介護給付費準備基金を効果的に活用し、できるだけ被保険者の負担を軽減していきたいと考えています。

介護給付費準備基金の積立てについてですが、本市では第6期となる平成27年度以降、毎年基金を積み立てています。先ほどの答弁のとおり、計画策定時には被保険者数や認定者数、サービス給付量の見込みによる推計を行っていますが、策定時点において想定していた給付費に至らなかった場合など、保険料の残額を基金に積み立てることとなります。

第6期以降、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年に向けて被保険者数が増加していくことを見据え、給付費の上昇を考慮して推計を行ってきましたが、平成27年度に初めて給付費が鈍化の傾向を見せて以降、横ばいの推移が続いていることから、基金を積み立

てる結果となっています。

第9期の介護給付費準備基金の取崩し額については、本年3月議会及び9月議会で1億円の取崩しを基本とすると答弁いたしました。が、前年度給付費の精算による今年度の基金残高見込額を勘案し、第9期保険料を算定したいと考えていますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）では最初にこの基金の見込みといえますか、今回12月議会の補正予算案の中で基金積立金8,298万3,000円とあるんですけども、これはあるとして、令和5年度にはこれ以上に基金に積み立てるといふふうに予想されているかどうか、まず最初にお尋ねします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）基金の今後の見込みについてのおただしでございますが、令和5年度の12月補正で、先ほど議員おっしゃったとおり、令和4年度の精算額ということで、8,300万円の積立てとして予算審議のほうに上げさせていただいております。これに基づきまして、残高は約12億3,000万円となります。

今後の見通しですけれども、令和6年3月補正においても今年度の給付費の差額について、さらなる積立てを行う可能性があります。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ありがとうございます。そうしますと、あと、先ほどのご答弁で、平成27年度以降、給付費が横ばいであるということですが、これが結局、基金積み上げの原因にもなっているわけなんです。横ばいになっているのはどうしてなのかという

ことをどのように分析されていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず様々な要因ということで、これといって決定的なものというのはございませんが、要因としましては、総合事業に27年度から移行しております。

また、介護予防というのを積極的にうちのほうは推進してきまして、例えばいきいきルームであるとか、いきいき百歳体操、また、集いの場のサロンとか、それから本山先生わかやまシニアエクササイズなど、これまでも様々な介護予防事業を通じて重症化予防に努めてきています。

また、様々な健康増進事業も併せて行っておりますし、それから、こんなことはあまり言いたくはないんですけども、新規の認定者よりも亡くなる方というのも多かったのかなというふうに思っています。

それから、定年の延長とかいろいろあって、働いている高齢者が多くなっているとかというのも一つの要因かなということで、様々な要因によって給付費のほうは抑制されているというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今、パブリックコメントも取られているところなんですけれども、今の保健計画、福祉計画、介護保険事業計画とかを見ても、橋本市は特に要介護度の低い人の認定が多いということが、実際にその中でも書かれています。それが今言われたいろいろな予防事業をして重症化を防いでいることがあるのか、はたまた認定が厳しくて、なかなか介護を受けることができなくなっているのかというその辺のところは、一概にというか、言えないんじゃないかなとは思いますが、前々からとにかく橋本市は認定が低く出るというふうなことも、統

計を取ったりとかというわけじゃないんですけども、介護を受けている方の肌実感としてそういうものがあるということはいろいろ聞いています。特別に給付を抑えるようにしているわけではないとは思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）認定区分の度合いというか、要介護1から5の部分を見ますと、確かに4と5というのが以前と比べて減って、要介護1、2、3とか、要支援のほうにウェイトがなっているというのは事実です。

介護認定の調査が厳しいのではないかと、うおただしでございませうけれども、介護認定調査員につきましては日々の研修、県とかが実施している平準化に向けての研修とか、様々な内部での意見交換とかをしながら、偏りのない平準化した適正な介護認定にするように努めておるところです。そんな中でも確かにそういった本市の中では厳しいという意見もございませうが、あくまでも公平に審査するようには努めているところではございませう。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）公平であるのも大事だと思いますが、やっぱり介護を受ける人の実態に合わせてと、いいますか、そういうことも大事ではないかなというふうにも思います。

先ほど、第9期の保険料月額については、給付見込額や制度改正など、保険料額の上昇要因、下降要因となったものについて説明し、第4回の委員会の中で審議していただく予定であるというふうにご答弁いただきました。今までも新しい介護保険料についての説明についても、議会でもかなり詳しく説明はしていただいていますし、これで何円上がって何円下がってという形でかなり詳しい説明を受

けております。そうしたら、聞くほうは意見を言う隙がないと、いいますか、ただ、このときにやっぱり何よりも給付の見込額をどう見るんかということが一番大事になってくると、思います。給付費が横ばいになっているところで、高齢者が増えるということは見込んでおられるんですけども、今までの計画書とか計画値、実測値とかの一覧を見ても、確かに計画値のほうはどんどん下方に修正されているんですけど、にもかかわらず、訪問介護ですが、実際に受けられているのが、どんどん減ってきているというのが、令和4年度までで言えばそういう実績になっています。

そういうところら辺で、本当に次の介護保険料の見込みをするときに、給付の見込額をどういうふうにするのかという、ここが本当に一番のネックになると思うんですけども、その辺は多分シビアには見られると思うんですけども、どういうふうに見込料を決めようとして、いっているのか、少しご説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）介護の給付見込みについてのご質問ですけれども、これまで国のシステム、地域包括ケアの見える化システムなどでいろいろ検証をして、いって、それに基づいて給付見込みというのは出していきます。また、様々なこれまでの実績値とか、先ほど言いましたような介護認定者数とかも考慮しながらやるわけではございませうけれども、確かにシビアに見ていく必要があるのかなと。余ってきているということは、やっぱり介護給付費を多く見過ぎていたという見方もありますが、国全体で言うと介護給付費というのは上がりつつありますというふうなトレンドがありますので、どうしても保険者としてはそっちのほうに目が行ってしまいがちなと

ころもあります。介護給付費が下がるというところは、思い切ったところで判断していく必要があります。そんな中で第8期の保険料につきましてはいろいろ考慮をしながら、第7期の保険料よりは下げていこうというふうに至りまして、平均保険料のほうは下げております。

そういったところで、議員おただしのシビアに見ていく必要があるのは十分事務局のほうも分かっておりますので、その辺、次の委員会までに事務局のほうでさらなる精査をしまして、委員会のほうでお示ししていきたいなというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）いろいろ先ほどのご答弁で、今年度の基金残高見込額を勘案し、第9期保険料を算定したいと考えていますのでというご答弁を頂きました。先ほどのだいたい基金積立てが12億3,000万円、ここまでは間違いなく、さらに上積みもあるかもしれないというご答弁でしたので、かなり給付費を低く見込んだとしても、変な言い方ですけど、3期が終わったときで赤字になったとしても、まだ要するに基金で補えるということもありますので、かなり英断をしていただきたいなということを要望したいんですけど、答弁できますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）阪本議員の質問にお答えします。

本当に基金がたまり過ぎているなという思いは非常に持っています。前回も下げさせてもらいましたけども、今回も推進委員会の提案もありますので、最終的に決定するのは私が最終判断をしますので、その中で決定していきたいなと。介護報酬がこれからどうなるのか、11番議員の介護認定が遅れている

というところで、実際本当に正確な数字が出てくるのかという問題もあると思いますし、私も広域の管理者をやっている関係で、介護認定の予算が毎年減額、減額、減額ばかりしてきているんです。ということは、認定件数がコロナで減っているのか、現実的に減ってきているのか、それがちょっと定かではなくて、その辺もやっぱり毎年、何百万円かをカット、カット、補正予算で切っていくんですけども、今そういう現状もあります。

そういう中でももう少し担当課のほうには詳しい話を、先ほどの給付費が3年間トータルどれだけ見とんのよというところも、基金を取り崩すにあたっては大事なポイントになってくると思いますので、今ここで下げますとは即答できませんけども、できるだけ基金残高を見ながら、この3年間の給付費の状況も見て考えていきたいというふうに思います。それ以降、本当に高齢者がもっと増えてくることも事実ですので、その辺のことも踏まえながら、できるだけ抑えられるように考えていきたいと思いますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ぜひぜひよろしくお願ひいたします。

これで1番を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、子ども医療費助成の所得制限の撤廃をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）子ども医療費助成の所得制限の撤廃についてお答えします。

子どもの医療費助成制度については、議員おただしのとおり、対象年齢の拡大や所得制限撤廃の動きが全国的に広がっており、本市

でも令和4年10月から対象年齢をそれまでの中学生から18歳に達した年度末までに拡大したところです。

また、現物給付で子ども医療費の助成を行っている自治体に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置も全面的に廃止する方針が国から示されています。

本市における子どもの医療費助成の所得制限撤廃については、7番議員の一般質問でもお答えしたとおり、国による制度の改正も注視し、財源の確保や子育て施策の優先順位等についても考慮し、検討したいと考えています。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ありがとうございます。

7番議員の質問に対して市長が、来年度の当初予算では難しいが、9月議会では提案できるかもと答弁されました。できるだけ早期の実施を要望して、この質問は終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、公民館、教育文化会館、産業文化会館などにfree Wi-Fiをに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）公民館、教育文化会館、産業文化会館などにfree Wi-Fiをについてお答えします。

現在、公民館等の貸館利用においては、必要に応じて利用者や講師などが自身でWi-Fiを準備し、講演会等を開催しています。このように利用者負担の下、施設を利用しているため、公民館等でWi-Fi環境を整備する必要はないと考えます。

また、フリーWi-Fiの利用方法や設置費用等についても考慮する必要があり、これ

らのことから現時点では生涯学習を前提として公民館、教育文化会館、産業文化会館などにフリーWi-Fiを設置する予定はありません。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）インターネットの普及は目覚ましいものがあります。けども、言葉の意味も含めて理解をしていない、私も含めてなんですけれども、そういう人もあります。今回の質問の中でフリーWi-Fiの設置というふうに書きましたけれども、実際にはフリーWi-FiじゃなくてWi-Fiだったというか、オンラインでの講演ができる場所をつくってほしいというのが趣旨でした。50人から100人ぐらいが集まって講演会をしようとしても、Wi-Fiのあるところがないので、探すのに困るので質問をしたんです。

ご答弁では、利用者や講師がWi-Fiを用意すればいいんだというふうにおっしゃっているように取ったんですけれども、そういうことでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）現状、公民館、そして教育文化会館等で講演会等を開催していただく際に、講師の方がWi-Fi接続、インターネット接続が必要な場合、ご自身のものを活用して利用していただいておりますというふうな現状をご説明いたしました。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）そうしましたら、現状の説明だったということでしたら、例えばここでこういうふうな学習会をしたいんだけどもということを相談したら、相談に乗ってもらえるということでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）今後のそういうこ

とにつきましては、これからまた公民館等、利用の仕方についてはいろいろと考える必要があるかと思うんですけれども、現状、Wi-Fiの設置は計画していないということでございます。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ちょっと答弁のニュアンスが変わってしまっているんですけど、先ほどは現状を説明したんですと。今は、現状は設置する予定はないと。どっちにしても今のところ設置する予定はないということだとは思いますが、ただ、やっぱりWi-Fiをレンタルすればいいというふうに思われるかもしれませんが、そういうのにたけている人もあればたけてない人もあるので、せめて橋本市内のどこかで1箇所でも、パソコンを持ち込むだけで、要するに学習会なり講演会なりができるようにしてもらいたい、していただきたいと思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）利用方法によってどのような設置が必要かについてであったりとか、利用者の聞き取り、利用頻度、費用対

効果等も勘案する必要があるんで、現段階での導入は予定しておらないということでご理解願います。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）そういうご答弁やと思うんですけど、例えばこの近くで言ったら、かつらぎ町のあじさいホールでは完備されているんです。それでいきましたら、橋本市民もかつらぎ町に行けばいいわということになるかもしれないですけど、やっぱりできるだけ市内でも使えるようにしてほしいというのが願いですので、今後、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時28分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 森下伸吾
7番議員 岡弘悟
12番議員 小林弘

